

関税評価に関する取扱事例

1. 関税定率法第4条関係

(1) 関税定率法第4条第1項関係

イ 関税定率法第4条本文関係

(イ) 関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」について

- (事例1) 輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ輸入される場合（勧告的意見14.1（事例2））
- (事例2) 輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合（勧告的意見14.1（事例3））
- (事例3) 輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合（勧告的意見14.1（事例5））
- (事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合（勧告的意見14.1（事例6））
- (事例5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に係る課税価格の計算方法（事例研究5.1）

(ロ) 関税定率法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」（現実支払価格）について

- (事例6) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(1)：保管料が貨物代金に含まれている場合（解説7.1 8.(a)）
- (事例7) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(2)：保管料が貨物代金とは別に買手により売手に支払われる場合（解説7.1 8.(b)）
- (事例8) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(3)：保管料が貨物代金とは別に売手の指示に基づき買手により倉庫業者に支払われる場合（解説7.1 8.(c)）
- (事例9) 売手による輸入取引契約履行後、買手の計算で輸出国の倉庫で保管された輸入貨物（缶詰）に係る保管料（解説7.1 12.）
- (事例10) 輸入申告に先立ち本邦の倉庫に保管された輸入貨物（合板）に係る保管料（解説7.1 14.）
- (事例11) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料(1)：輸出港において一時的に保管される場合（解説7.1 17.(a)）
- (事例12) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料(2)：輸入港において一時的に保管される場合（解説7.1 17.(b)）

- (事例13) 輸入貨物に係る保証費用（事例研究 6. 1）
- (事例14) 買手が売手に支払う輸入貨物（特殊機械）の操作方法に係る研修費用（事例研究 7. 1）

□ 関税定率法第4条各号関係

- (イ) 関税定率法第4条第1項第3号に掲げる買手により提供された物品又は役務に要する費用の取扱いについて
 - (事例15) 輸入貨物（液化メタンガス製造プラント）の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用（事例研究 1. 1）
 - (事例16) 輸入貨物（レーシングカー）の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用（事例研究 5. 2）
 - (事例17) 輸入貨物（紳士服）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（型紙）に要する費用：当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料（事例研究 8. 1）
 - (事例18) 輸入貨物（アクセサリー）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（工具）に要する費用（解説 24. 1）
 - (事例19) 輸入貨物（DVD）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスターapeに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料（事例研究 8. 2）
- (ロ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて
 - (事例20) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ（勧告的意見 4. 10）
 - (事例21) 買手が特許濃縮液を希釀・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4. 4）
 - (事例22) 買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4. 9）
 - (事例23) 買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4. 5）
 - (事例24) 買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釀・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ（勧告的意見 4. 6）

- (事例25) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.1）
- (事例26) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見 4.3）
- (事例27) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見 4.8）
- (事例28) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見 4.7）
- (事例29) 売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見 4.12）
- (事例30) 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に関与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.15）
- (事例31) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.11）
- (事例32) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見 4.13）
- (事例33) 買手が商標権者に支払うロイヤルティに課せられる所得税（勧告的意見 4.16）
- (事例34) フランチャイズ契約に基づき買手が売手に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.17）
- (八) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて
- (事例35) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究 2.1）
- (事例36) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究 2.2）

(2) 関税定率法第4条第2項関係

イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について

- (事例37) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号又は第2号該当性（事例研究 3.1）

ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について

- (事例38) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究 9.1）

- (事例39) 関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支

配している場合」（事例研究 11. 1）

ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について

（事例40）関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究 10. 1）

2. 関税定率法第4条の2関係

（1）関税定率法第4条の2第1項関係

（事例41）関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」（解説 1. 1）

（2）関税定率法第4条の2第2項関係

（事例42）関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説 10. 1）

3. 関税定率法第4条の3関係

4. 関税定率法第4条の4関係

（事例43）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究 2. 1）

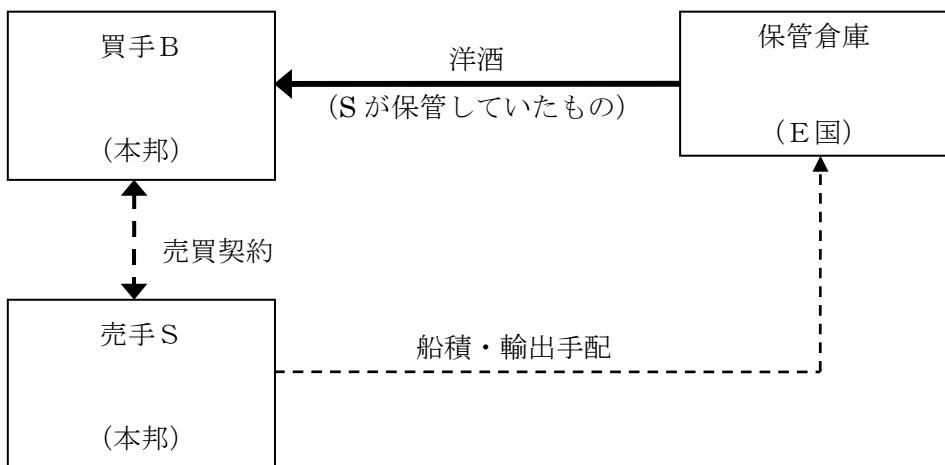
（事例44）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)（事例研究 4. 1）

（事例45）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格（勧告的意見 22. 1）

注記

上記事例は、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考としているが、内容をより分かりやすいものとするため、一部補足・変更を行っており、事実関係・名称について、採択文書の原文（英文）と相違する点がある。

(事例 1) 輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外國から本邦へ輸入される場合



【事実関係】

1. 本邦の買手Bは、特殊関係にない本邦の売手Sと締結した売買契約に基づき、売手SがE国において保管している洋酒を購入（輸入）する。
2. 上記売買契約に基づき、売手Sは、上記洋酒のE国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Bにより本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Bと売手Sとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。

【答】

1. 買手Bは、上記輸入貨物をE国から本邦に到着させるために売手Sと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Bと売手Sとの間の売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、売手SがE国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定には影響を与えない。

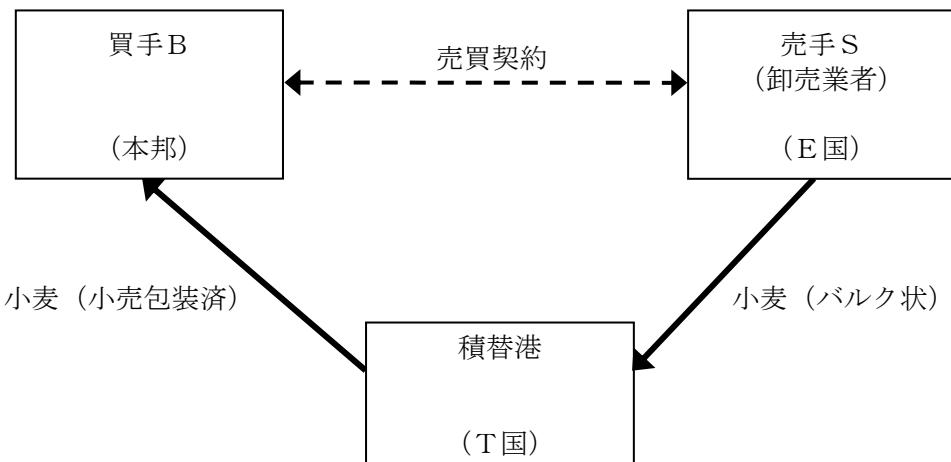
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 2) 輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により小売用に包装された
後に本邦に輸入される場合



【事実関係】

本邦の穀物販売業者 B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の穀物卸売業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S から小売用に包装された小麦を購入 (輸入) する。当該輸入貨物は、E 国からバルク状で船積みされた後、T 国の積替港において売手 S の費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手 B と売手 S との売買は、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められるか。

【答】

1. 買手 B は、上記輸入貨物を外国から本邦に到着させるために売手 S と売買契約を締結し、当該売買契約に基づき、当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手 B と売手 S との間の売買は関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、輸出国が E 国であるか T 国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。

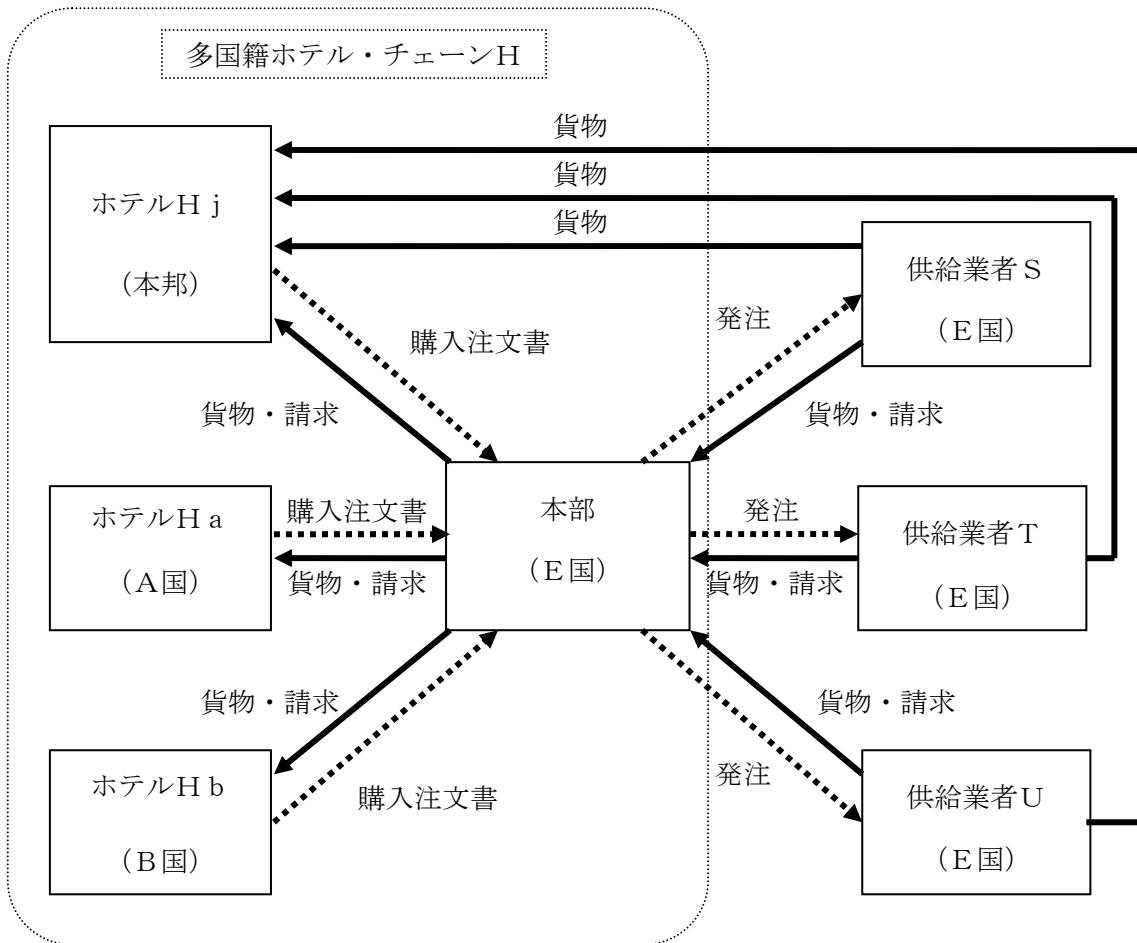
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項本文、関税定率法基本通達 4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例3) 輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合



【事実関係】

1. 本邦のホテルH j、A国のホテルH a 及びB国のホテルH bは、いずれもE国に本部を置く多国籍ホテル・チェーンHに属しているが、各々独自の法人格を有している。毎年初めに、ホテルH j、ホテルH a 及びホテルH bは、E国の本部に、業務上必要な各種備品の購入注文書を提出する。本部は各ホテルからの全ての注文を取り纏めのうえ、E国の複数の供給業者に発注を行う。
2. 発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。

【問】

本邦に所在するホテルH j が輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルH j と本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。

【答】

1. ホテルH jは、上記輸入貨物をE国から本邦に到着させるために本部に購入注文書を提出し、本部との売買に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、ホテルH jと本部との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
2. なお、E国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。また、本部が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの有しない者であることからも「輸入取引」に該当しない。

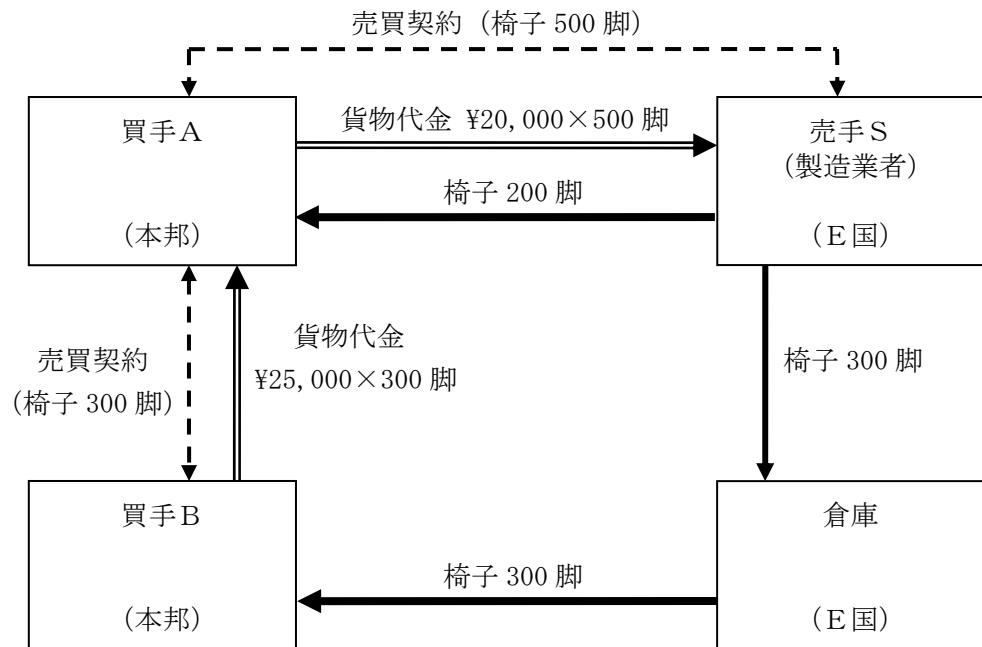
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4－1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者A（買手A）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから椅子500脚を単価2万円で購入した。
2. 買手Aは売手Sに対し、購入した椅子500脚のうち、200脚については本邦へ向けて買手Aを荷受人として輸出し、残りの300脚についてはE国内の倉庫に送るよう指図した。
3. その後、買手Aは、特殊関係にない本邦の家具販売業者B（買手B）との間で、E国内の倉庫で保管していた椅子300脚を単価2万5千円で販売する契約を締結し、E国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Bを荷受人として輸出するよう指図した。

(注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

買手Aが輸入する上記輸入貨物（椅子200脚）及び買手Bが輸入する上記輸入貨物（椅子300脚）の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Sと買手Aとの間の売買か、買手Aと買手Bとの間の売買か。

【答】

1. 買手Aによる輸入（椅子200脚）

買手Aは、売手Sとの売買において、椅子200脚をE国から本邦に到着させるために売手Sへ指図し、当該売買に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、売手Sと買手Aとの間の売買（単価2万円）が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。

2. 買手Bによる輸入（椅子 300 脚）

買手Aは、売手Sとの売買において、椅子 300 脚をE国の倉庫へ送るように指図していることから、椅子 300 脚の売買は本邦に到着させることを目的として行われた売買ではない。

また、売手Sと買手Aとの間の売買（単価 2 万円）により当該貨物が現実に本邦に到着していないことから、当該売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められない。

買手Bは、当該貨物をE国から本邦に到着させるために買手Aと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Aと買手Bとの間の売買（単価 2 万 5 千円）が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。

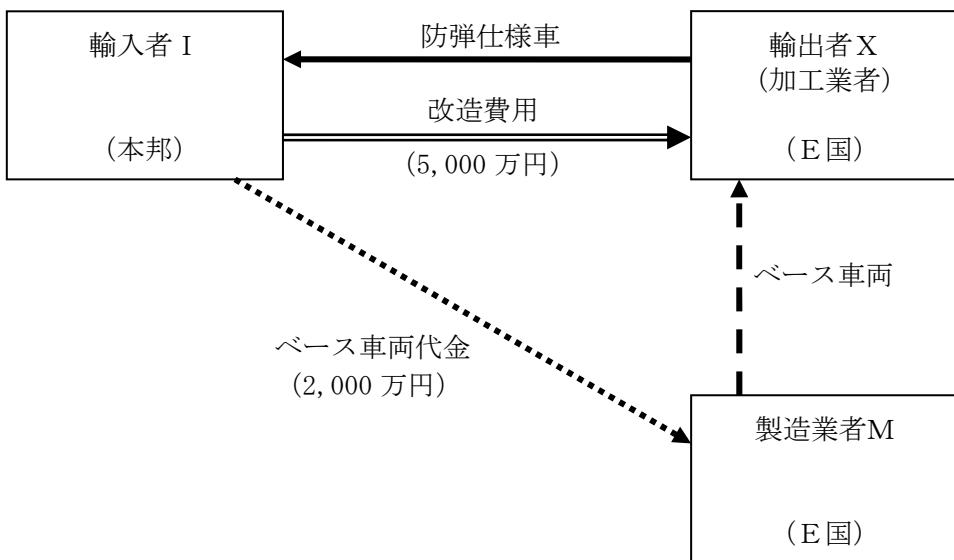
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4－1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に係る課税価格の計算方法



【事実関係】

1. 本邦の特殊車両販売会社 I (輸入者 I) は、特殊関係はない E 国の自動車特殊加工業者 X (輸出者 X) との間で締結した加工契約 (加工役務提供契約) に基づき、輸出者 X から防弾車 10 台を輸入する。
2. 当該輸入貨物は、輸入者 I が E 国の自動車製造業者 M から購入し輸出者 X に無償提供したベース車両に、輸出者 X の工場において当該加工契約に基づき防弾加工が施されたものである。
3. 輸入者 I は、防弾加工の対価として輸出者 X に対し総額 5,000 万円を支払い、ベース車両代 (輸出者 X の工場までの輸送費用を含む。) として製造業者 M に対し総額 2,000 万円を支払う。
4. また、輸入者 I は、上記輸入貨物に係る E 国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料 500 万円を負担している。

(注) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 上記輸入貨物は、輸入者 I と輸出者 X との間の加工契約に基づき輸入されるものであり、売買契約により輸入されるものではない。
2. しかしながら、上記のように加工契約に基づき加工された貨物が当該加工契約に基づき本邦に到着することとなる場合には、関税定率法第 4 条第 3 項の規定により、輸入者 I (委託者) を買手、輸出者 X (受託者) を売手、当該加工の対価として現実に支払われる

額を現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれ みなし、上記輸入貨物は輸入取引により輸入されるものとして取り扱われる。

3. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税率法第4条第1項の規定により計算されることとなる。具体的には、輸入者Iから輸出者Xへの現実支払価格（加工の対価5,000万円）に、輸入者Iから輸出者Xに無償提供されたベース車両に要した費用（2,000万円）を関税率法第4条第1項第3号イに該当する費用として加算し、さらに、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（500万円）を加えた額（7,500万円）が、上記輸入貨物の課税価格となる。

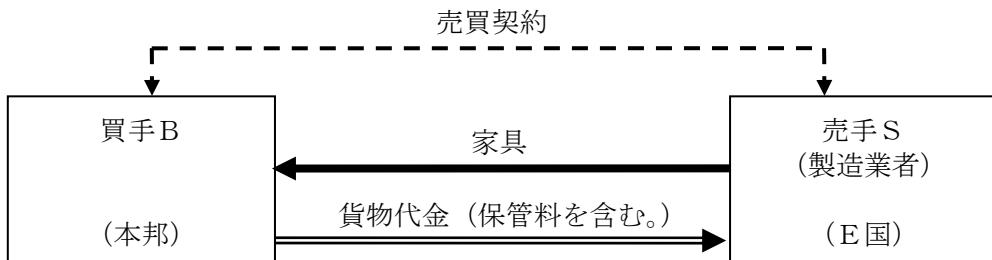
【関係法令通達】

関税率法第4条第1項本文、同項第3号イ、同条第3項、関税率法基本通達4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 6) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(1)：保管料が貨物代金に含まれている場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者 B (買手B) は、特殊関係にないE国の製造業者 S (売手S) と締結した売買契約に基づき、売手Sから倉庫渡し価格で家具を購入（輸入）する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手SによりE国の倉庫に保管されている。
2. 売手Sから買手Bに送付された仕入書の価格（倉庫渡し価格）には、上記保管に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）が含まれており、買手Bは、当該仕入書価格を売手Sに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、当該輸入貨物に係る仕入書価格の一部として買手Bが売手Sに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

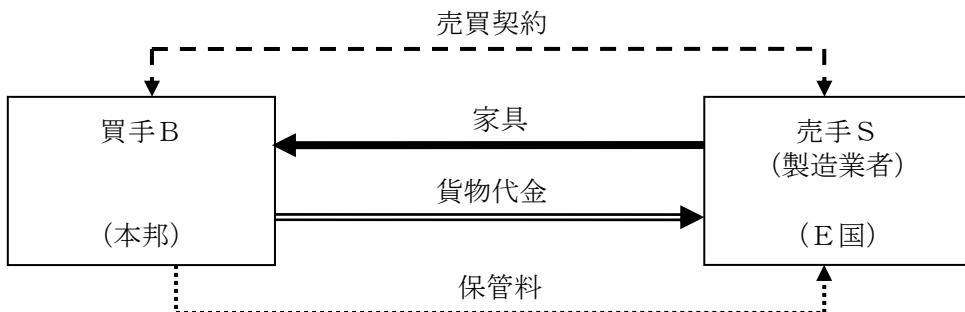
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4－2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 7) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(2)：保管料が貨物代金とは別に買手により売手に支払われる場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者 B (買手B) は、特殊関係にないE国の製造業者 S (売手S) と締結した売買契約に基づき、売手Sから工場渡し価格で家具を購入（輸入）する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手SによりE国の工場内の倉庫に保管されている。
2. 買手Bは、売手Sからの請求に基づき、上記輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加え、上記保管に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）を売手Sに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが、当該輸入貨物に係る仕入書価格とは別に売手Sに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

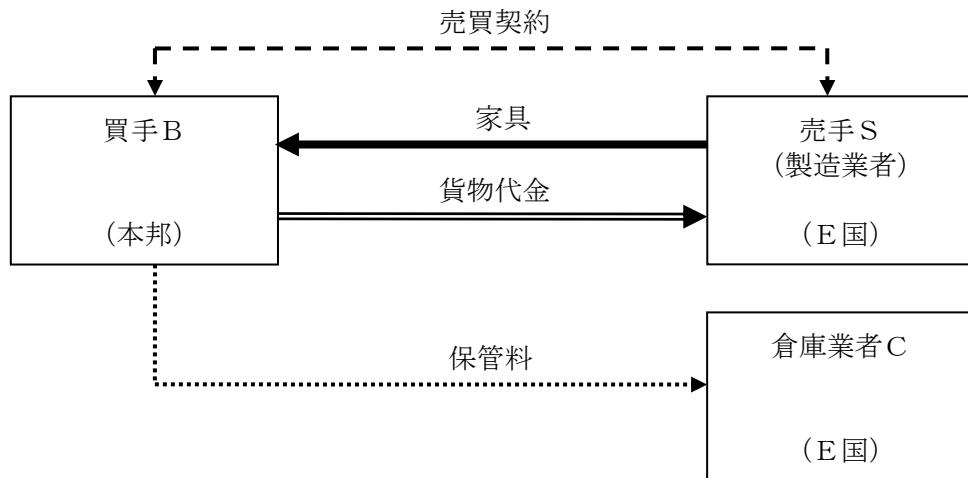
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例8) 輸入取引時点において輸出国の倉庫に保管されている輸入貨物（家具）に係る保管料(3)：保管料が貨物代金とは別に売手の指示に基づき買手により倉庫業者に支払われる場合



【事実関係】

1. 本邦の家具卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから倉庫渡し価格で家具を購入（輸入）する。取引の時点において、当該輸入貨物は、売手SによりE国の倉庫業者Cの倉庫に保管されている。
2. 買手Bは、売手Sへの上記輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加え、売手Sの指示に基づき、売手Sが負っている上記保管に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）をE国の倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、売手Sの指示に基づき、買手Bが当該輸入貨物に係る仕入書価格とは別に倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物につき、買手Bにより売手Sのために行われる支払（売手のために行われる債務の弁済）であることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

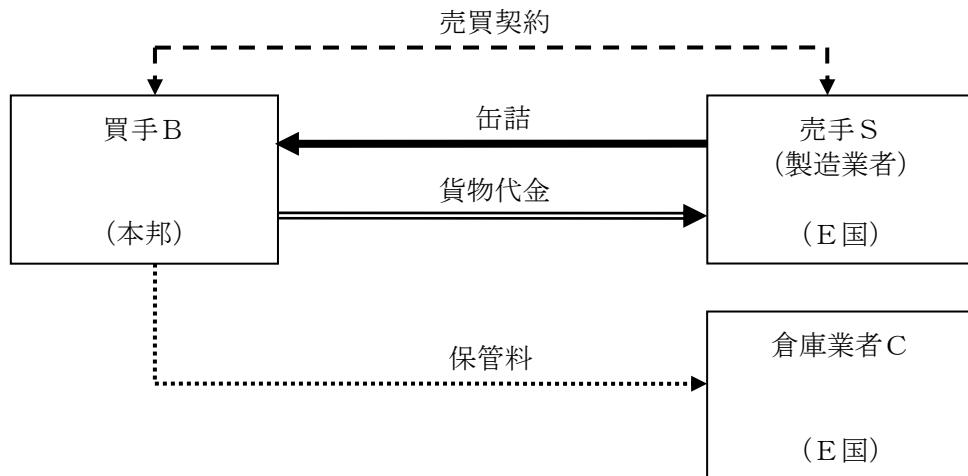
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例9) 売手による輸入取引契約履行後、買手の計算で輸出国の倉庫で保管された輸入貨物（缶詰）に係る保管料



【事実関係】

1. 本邦の食品卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから缶詰を購入（輸入）する。
2. 買手Bは、輸入取引に係る取引条件に従って売手Sから上記輸入貨物の引き渡しを受けた後、本邦への輸出に先立ち、E国において自己の計算で当該輸入貨物を倉庫に保管し、保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）をE国の倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手Sから買手Bに引き渡された後に、買手Bの計算により行われた保管に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。また、当該保管料は、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しない。したがって、当該保管料は課税価格に含まれない。

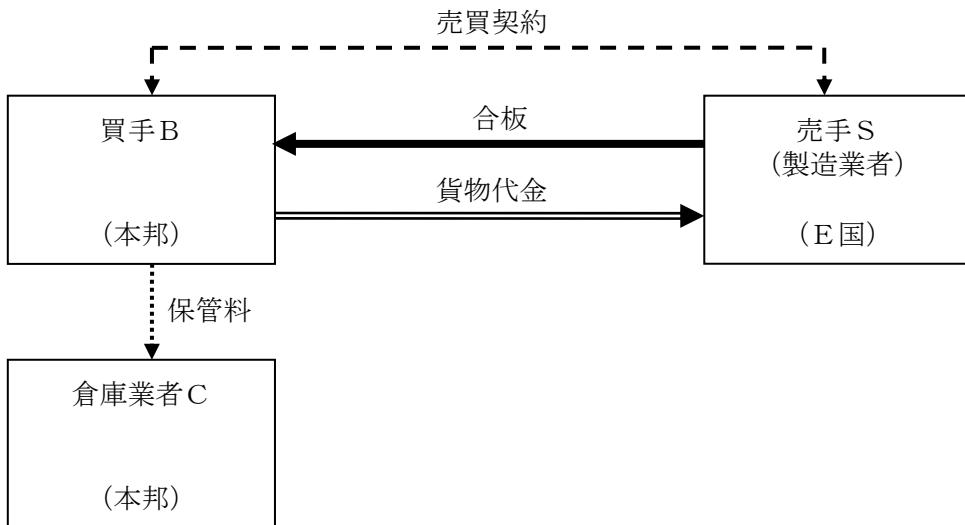
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例10) 輸入申告に先立ち本邦の倉庫に保管された輸入貨物（合板）に係る保管料



【事実関係】

1. 本邦の建築資材製造・卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから合板を購入（輸入）する。
2. 輸入貨物が輸入港に到着した後、買手Bは、上記輸入貨物を使用した製品の国内生産を開始するまでの間、自己の計算で当該貨物を保税蔵置場に蔵置する。3ヶ月後、買手Bは、国内生産を開始するために輸入（納税）申告し、当該蔵置に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）を倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

上記保管料は、上記輸入貨物が本邦に到着した後に、買手Bの計算により行われた保税蔵置に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。また、当該保管料は、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しない。したがって、当該保管料は課税価格に含まれない。

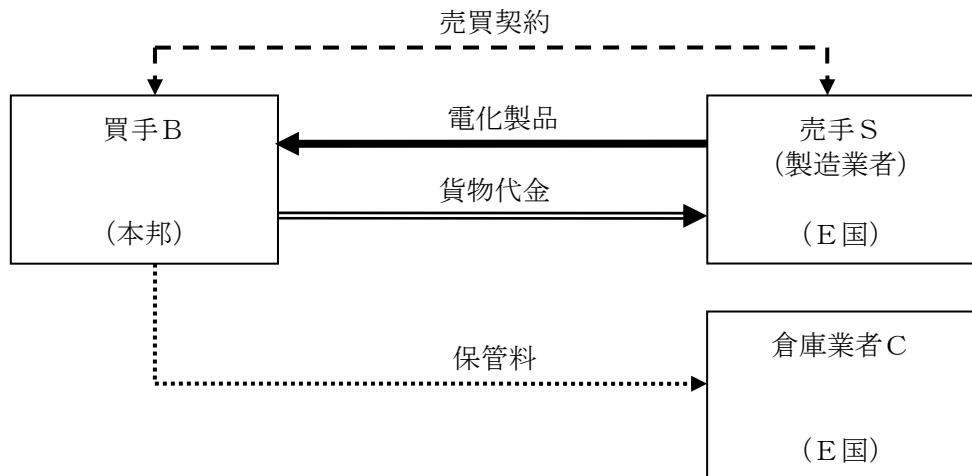
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例11) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料
(1) : 輸出港において一時的に保管される場合



【事実関係】

1. 本邦の家電販売業者 B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の製造業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S から電化製品を工場渡し価格で購入 (輸入) する。
2. 上記輸入貨物を積載する予定の船舶の輸出港への到着が遅延したため、買手 B は、売手 S から引渡しを受けた当該輸入貨物を、当該船舶が到着するまでの間、E 国の輸出港の倉庫に保管し、保管料 (当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。) を E 国の倉庫業者 C に支払う。
3. 買手 B と売手 S との間の上記輸入取引に関し、関税定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第 4 条第 1 項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第 4 条第 1 項の規定により計算するにあたり、買手 B が倉庫業者 C に支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手 S から買手 B に引き渡された後に、買手 B により行われた保管に係る費用であり、買手 B により売手 S に対し又は売手 S のために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。
2. しかしながら、上記当該保管料は、上記輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る費用であることから、当該輸入貨物の運送に関連する費用と認められ、輸出港における保管に要した費用であることから、関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する。
3. したがって、上記保管料は、買手 B が売手 S に支払う上記輸入貨物に係る現実支払価格に加算され、課税価格に含まれる。

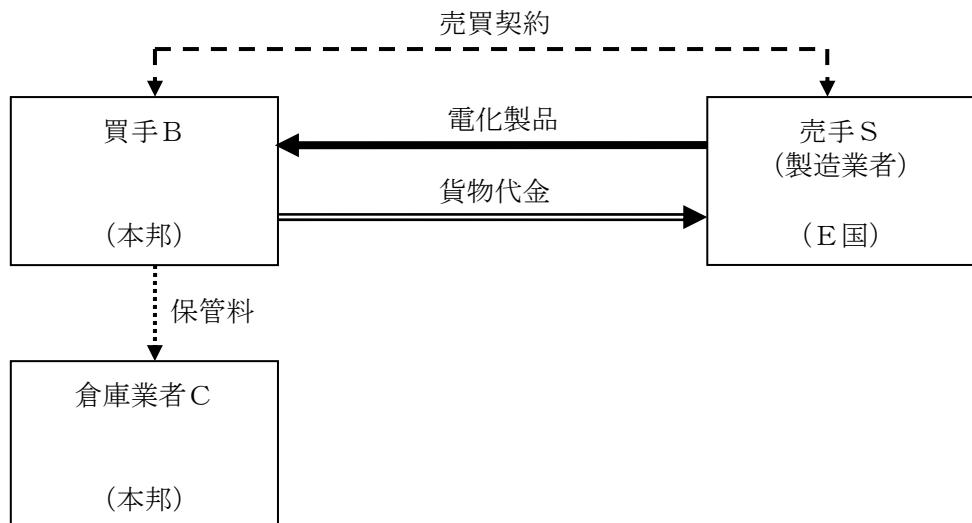
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法基本通達4－2、同基本通達4－8

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例12) 輸入貨物（電化製品）の運送に付随して行われる一時的な保管に係る保管料
(2)：輸入港において一時的に保管される場合



【事実関係】

1. 本邦の家電販売業者 B (買手B) は、特殊関係にないE国の製造業者 S (売手S) と締結した売買契約に基づき、売手Sから電化製品を購入（輸入）する。
2. 上記輸入貨物が輸入港において船卸しされた後、輸入許可を得て引き取るまでの間、買手Bは、当該貨物を保税蔵置場に蔵置し、当該蔵置に係る保管料（当該輸入貨物の搬出入に係る費用を含む。）を倉庫業者Cに支払う。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが倉庫業者Cに支払う上記保管料はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記保管料は、上記輸入貨物が取引条件に従って売手Sから買手Bに引き渡された後に、買手Bにより行われた保管に係る費用であり、買手Bにより売手Sに対し又は売手Sのために直接又は間接に行われる支払ではないことから、現実支払価格には含まれない。
2. また、上記当該保管料は、上記輸入貨物の運送に付随して行われる一時的な保管に係る費用であることから、当該輸入貨物の運送に関連する費用と認められるが、輸入港における保管に要した費用であることから、関税定率法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用にも該当しない。
3. したがって、上記保管料は、買手Bが売手Sに支払う上記輸入貨物に係る現実支払価格に加算されず、課税価格に含まれない。

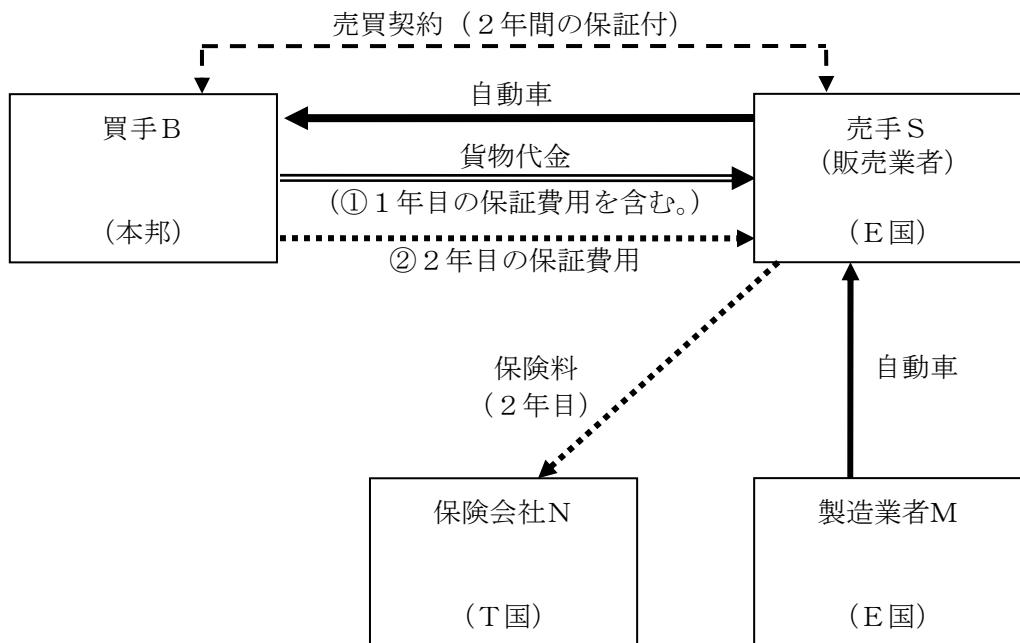
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4第2号、関税定率法基本通達4－2、同基本通達4－8

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例13) 輸入貨物に係る保証費用



【事実関係】

1. 本邦の自動車販売業者 B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の自動車販売業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S から自動車を購入 (輸入) する。当該自動車は、E 国の製造業者 M が製造したものである。
2. 買手 B と売手 S との上記契約において、上記輸入貨物に係る保証について以下のとおり取り決められている。
 - (1) 買手 B が購入する当該輸入貨物に対して 2 年間の保証 (スペアパーツと修理) が付される。
 - (2) 最初の 1 年間の保証費用は買手 B が売手 S に支払う当該輸入貨物の仕入書価格に含まれている。
 - (3) 2 年目の保証費用については、当該輸入貨物の船積後に売手 S から買手 B に対し請求書が送付され、当該輸入貨物の仕入書価格とは別に買手 B が売手 S に支払う。当該保証費用の額は、2 年目の保証期間中における請求及び補償の有無と関係なく、確定している。
3. 売手 S は、T 国の保険会社 N と買手 B に対する 2 年目の保証に係る保険契約を締結する。当該契約によると、保険会社 N は上記輸入貨物の 2 年目の保証に関するすべての請求につき、直接買手 B に対し全面的な補償を行う。保険会社 N は売手 S から保険料を受取る。
4. 請求及び補償については、最初の 1 年目は製造業者 M と買手 B との間で直接行われ、2 年目は保険会社 N と買手 B との間で行われる。

5. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、

① 仕入書価格に含まれた1年目の保証費用

② 仕入書価格とは別に売手Sに支払われる2年目の保証費用

は、それぞれどのように取り扱われるか。

【答】

買手Bが売手Sに支払う上記①及び②の保証費用は、いずれも上記輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手Bが売手Sに当該輸入貨物の輸入取引をするために支払うものであることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

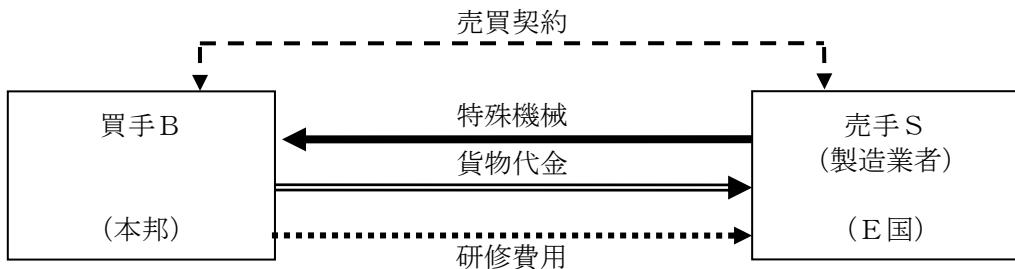
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-2の2、同基本通達4-2の4

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例14) 買手が売手に支払う輸入貨物（特殊機械）の操作方法に係る研修費用



【事実関係】

1. 本邦の精密機器製造業者B（買手B）は、特殊関係はないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから特殊機械を1,000万円で購入（輸入）する。
 2. 上記輸入貨物は、非常に特殊なものであり最新技術が組み込まれているため、複雑な操作を必要とすることから、売手Sは当該輸入貨物の操作方法を買手Bに教えるための研修を用意した。当該研修は買手Bの輸入に先立ち、輸出国であるE国の売手Sの社内で実施され、研修費用は50万円である。
 3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。
- (注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、以下の①から③の場合において、買手Bが売手Sに支払う研修費用はそれぞれどのように取り扱われるか。

- ① 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bが当該研修を受講するか否かは任意とされており、買手Bが当該研修を実際に受講した場合にのみ当該研修費用の支払が行われる場合。なお、納税申告の時までに買手Bが研修に出席していることは明らかとなっている。
- ② 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bは当該研修費用の支払を義務付けられており、当該研修を実際に受講しなくとも当該研修費用を売手Sに支払わなければならない場合。
- ③ 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Bは、当該研修の受講と当該研修費用の支払いとの両方を義務付けられている場合。

【答】

上記①から③に掲げる場合における研修費用は、それぞれ以下のとおり取り扱われることとなる。

- ① 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、研修費用を支払わなくとも当該輸入貨物を売手Sから購入することが可能であることから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものではない。また、買手Bは、当該研修を実際に受講しており、当該研修費用は、当該輸入貨物につき、買手Bにより売手Sに対して行われる支払とは認められない。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成するものではなく、関税定率法第4条第1項各号に掲げる加算要素にも該当しないことから、課税価格には含まれない。
- ② 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、実際に研修を受講しなくとも売手Sに研修費用を支払うことが義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Bは売手Sから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。
- ③ 買手Bは、売手Sとの売買契約に基づき、研修の受講と研修費用の支払いとの両方を義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Bは売手Sから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

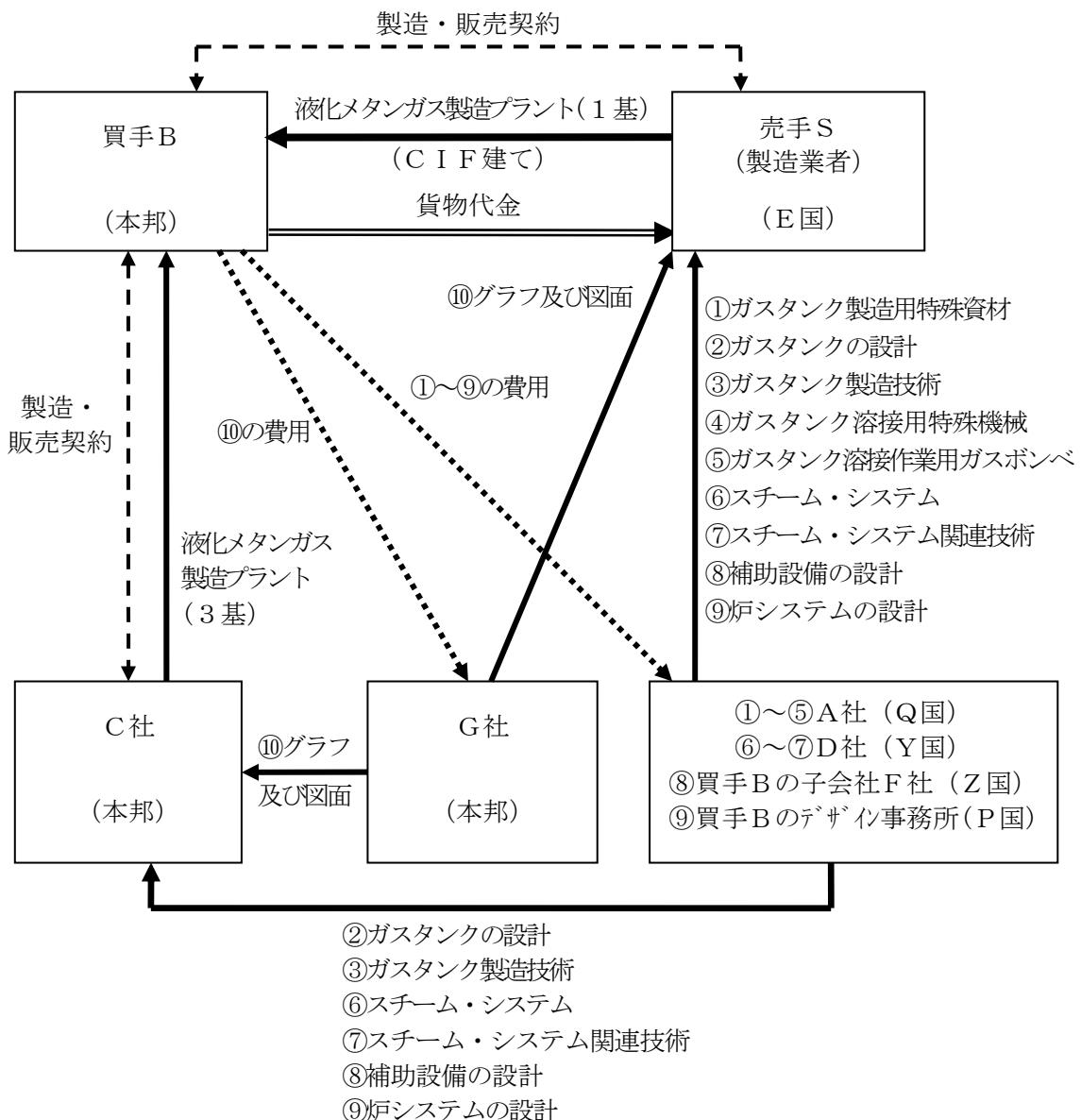
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-2の2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例15) 輸入貨物（液化メタンガス製造プラント）の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のガス供給会社B（買手B）は、特殊関係にないE国のプラント製造業者S（売手S）と締結した液化メタンガス製造プラントの製造・販売契約に基づき、売手Sから当該プラント1基を 25 億円（C I F 建て）で購入（輸入）する。買手Bは、特殊関係にない本邦のC社とも同様のプラント3基の製造・販売契約を締結している。
2. 液化メタンガスの製造には売手S（及び本邦のC社）が所有していない特殊な技術が必要であることから、買手Bは、売手S（及び本邦のC社）との上記契約において、以下の物品及び役務を売手S（及び本邦のC社）に無償提供することに合意している。
 - (1) 当該プラントのアルミニウム製液化ガスタンクの設計及び製造に必要な物品及び技術

- (2) 当該プラントのスチーム・システム及び炉システム並びに補助設備に必要な技術及び設計
3. 上記の合意に従い、買手Bは、以下の物品及び役務を売手S（及び本邦のC社）に無償で提供した。
- (1) 特殊関係がないQ国のA社から取得した、以下の物品及び役務
- ① 売手Sから購入するプラントに係るアルミニウム製液化ガスタンク製造用特殊資材（売手Sに無償提供。取得価格4億円。）
 - ② 各プラントに係るガスタンクの製造に必要な設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額2億円。）
 - ③ 各プラントに係るガスタンクの製造に関する技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億円。）
 - ④ 売手Sの工場で使用するガスタンク溶接用特殊機械10台（売手Sに無償提供。1台当たりの賃借料100万円。）
 - ⑤ 上記④の機械による溶接作業に使用されるガスピンベ500本（売手Sに無償提供。取得単価1万円。）
- (2) 特殊関係ないY国のD社から取得した、以下の物品及び役務
- ⑥ 各プラントに組み込まれるスチーム・システム（売手S及び本邦のC社に無償提供。取得価格総額12億円。）
 - ⑦ 上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億8,000万円。）
- (3) 自社の在Z国子会社Fに開発させた、以下の役務
- ⑧ 各プラントに係る補助設備の設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額6億円。）
- (4) 自社の在P国デザイン事務所に開発させた、以下の役務
- ⑨ 各プラントに係る炉システムの設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額1,600万円。）
- (5) 特殊関係ない本邦のG社から取得した、以下の役務
- ⑩ 自社の国内技術部門が実施したプラント製造に係る圧力と温度に関する研究の結果を基に、本邦においてG社が作成した、各プラントを構成する物品の製造に使用されるグラフ及び図面（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1,200万円。）
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。
- (注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格（25億円）に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

1. 買手Bが売手Sに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

① ガスタンク製造用特殊資材<算入：算入額4億円>

当該特殊資材は、輸入貨物に組み込まれている材料であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該特殊資材は、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。

② ガスタンク製造に係る設計<算入：算入額5,000万円>

当該設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（2億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

③ ガスタンク製造技術<算入：算入額2,500万円>

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（1億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

④ ガスタンク溶接用特殊機械10台<算入：算入額1,000万円>

当該特殊機械は、輸入貨物の生産のために使用された機械であることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該特殊機械は、買手Bと特殊関係にないA社から賃借されていることから取得に要する費用に相当する賃借料が課税価格に含まれる。

⑤ ガスタンク溶接作業用ガスボンベ500本<算入：算入額500万円>

当該ガスボンベは、輸入貨物の生産工程のひとつである溶接作業において消費された物品であることから関税定率法第4条第1項第3号ハに該当する。当該ガスボンベは、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから取得に要した費用が課税価格に含まれる。

⑥ スチーム・システム<算入：算入額3億円>

当該スチーム・システムのうち売手Sに無償提供したものは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該スチーム・システムは、買手Bと特殊関係にないD社から取得されていることから取得に要した総額のうち輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑦ 上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術<算入：算入額4,500万円>

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから、買手Bと特殊関係にないD社からの購入費総額（1億8,000万円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑧ 補助設備の設計<算入：算入額 1 億 5,000 万円>

当該補助設備の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。

当該補助設備の設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bの子会社Fによる開発費総額（6億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑨ 炉システムの設計<算入：算入額 400 万円>

当該炉システムの設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該炉システムの設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bの在外デザイン事務所による開発費総額（1,600万円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

⑩ プラント構成物品製造用グラフ及び図面<不算入>

当該グラフ及び図面は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニ（同法施行令第1条の5第3項）に該当せず、買手Bと特殊関係にないG社からの購入費総額（1,200万円）は課税価格に含まれない。

2. 上記輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に上記①から⑨の無償提供物品及び役務に要した費用の額を加算した額（34億8,900万円）となる。なお、買手Bが上記①から⑨の物品及び役務を売手Sに提供するために要した運賃、保険料等を負担した場合には、関税定率法施行令第1条の5第2項及び第4項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。

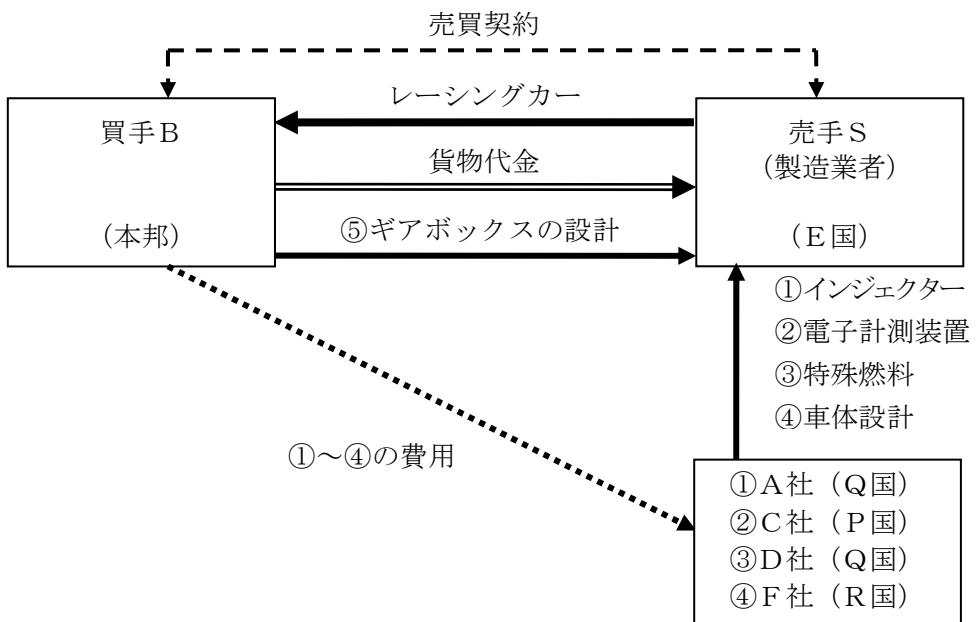
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法施行令第1条の5第2項、第3項及び第4項、
関税定率法基本通達4-1-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例16) 輸入貨物（レンシングカー）の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のレンシング・チームB（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sからレンシングカー3台を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、買手Bによる下記①から⑤の指示に従い、買手Bにより無償で又は値引きをして提供された以下の物品及び役務を使用して、売手Sが生産したものである。
 - ① 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるインジェクターとして、Q国の自動車部品メーカーA社で生産されたものを使用すること。
なお、当該インジェクターは、買手Bにより特殊関係にないA社から当該輸入貨物1台分当たり100万円で取得され、売手Sに無償で提供された。
 - ② 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるエンジンのテストを、売手Sの製造工場に設置されるP国のC社製の電子計測装置を用いて行い、当該テストにより不合格となったエンジンは、売手Sの工場において処分すること。
なお、当該電子計測装置は、買手Bにより特殊関係にないC社から賃借料600万円で賃借され、売手Sに無償で提供された。
 - ③ 売手Sは、当該輸入貨物の性能が指示された仕様に合致しているかを確認するための走行テストを、Q国のD社製の特殊燃料5,000リットルを使用して行うこと。
なお、当該特殊燃料は、買手Bにより特殊関係にないD社から1リットル当たり1,000円で取得され、売手Sに1リットル当たり400円で販売された。
 - ④ 売手Sは、当該輸入貨物の車体を、R国のF社が作成する設計に従って生産すること。
なお、当該設計は、買手Bにより特殊関係にないF社から120万円で購入され、売手Sに無償で提供された。
 - ⑤ 売手Sは、当該輸入貨物に組み込まれるギアボックスを、買手Bが提供する設計に基づいて製造すること。

なお、当該設計は、買手Bの国内技術サービス部門により本邦において作成され、売手Sに無償で提供された。

2. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

(注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物3台の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償で又は値引きをして提供した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

買手Bが負担した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

① インジェクター3台分<算入：算入額300万円>

当該インジェクターは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該インジェクターは、買手Bと特殊関係がないA社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。

② 電子計測装置<算入：算入額600万円>

当該電子計測装置は、輸入貨物の生産に使用された機械であることから、関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該電子計測装置は、買手Bと特殊関係ないC社から賃借されていることから賃借料（取得価格に相当）が課税価格に含まれる。

③ 特殊燃料5,000リットル<算入：算入額300万円>

当該特殊燃料は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品であることから関税定率法第4条第1項第3号ハに該当する。当該特殊燃料は、買手Bと特殊関係ないD社から取得され売手Sに値引きをして提供されていることからD社からの取得に要した費用（500万円）と売手Sへの販売価格（200万円）との差額（値引き相当分）が課税価格に含まれる。

④ 車体の設計<算入：算入額120万円>

当該車体の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該車体の設計は、買手Bと特殊関係ないF社から購入されていることから購入費が課税価格に含まれる。

⑤ ギアボックスの設計<不算入>

当該ギアボックスの設計は、輸入貨物の生産に必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニ（同法施行令第1条の5第3項）には該当せず、その費用は課税価格に含まれない。

なお、買手Bが上記①から④の物品及び役務を売手Sに提供するために要した運賃、保険

料等を負担した場合には、関税定率法施行令第1条の5第2項及び第4項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。

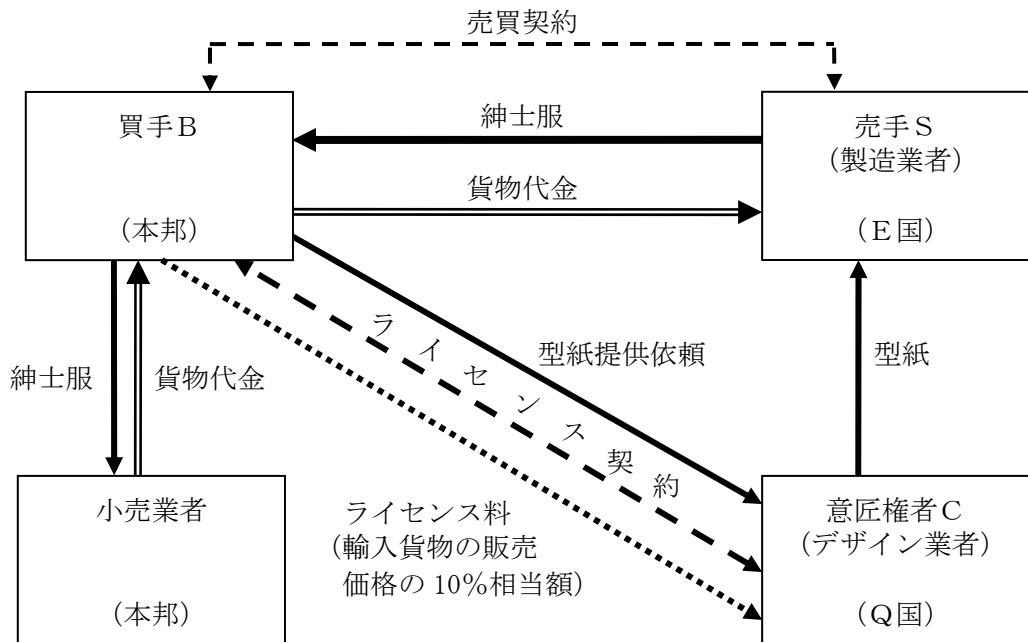
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法施行令第1条の5第2項、第3項及び第4項、
関税定率法基本通達4－1 2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例17) 輸入貨物（紳士服）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（型紙）に要する費用：当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

1. 本邦の衣類卸売業者 B (買手B) は、特殊関係にないE国の製造業者 S (売手S) と締結した売買契約に基づき、売手Sから紳士服を購入（輸入）する。買手Bは当該貨物を輸入後、本邦の小売業者に販売する。
2. 上記輸入貨物は、買手Bが特殊関係にないQ国の高級紳士服デザイン業者 C (意匠権者C) と締結したライセンス契約に基づき、買手Bが意匠権者Cを通じて売手Sに無償提供した様々なサイズの紳士服を製造するのに必要な複数の型紙を使用して生産されたものであり、当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 買手Bは、意匠権者Cが開発した意匠が実施されている紳士服製造用の型紙を使用する権利の許諾を受けること
 - (2) 意匠権者Cは、買手Bが指定した者に当該型紙を提供すること
 - (3) 買手Bは、当該型紙を使用して生産された紳士服を本邦において独占的に販売する権利の許諾を受けること
 - (4) 買手Bは、本契約の対価として、当該型紙を使用して生産された紳士服の本邦における販売価格の10%に相当するライセンス料を意匠権者Cに支払うこと

(注) 上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。
3. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した型紙の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

1. 上記型紙は、輸入貨物の生産に使用されたものであり鋳型、金型等と同様の機能を果たしていることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当し、当該型紙に要する費用の額は課税価格に含まれる。
2. 上記型紙は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係にない意匠権者Cを通じて売手Sに提供したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の10%に相当するライセンス料を意匠権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該型紙に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該型紙の取得価格に相当）である。
3. なお、上記ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

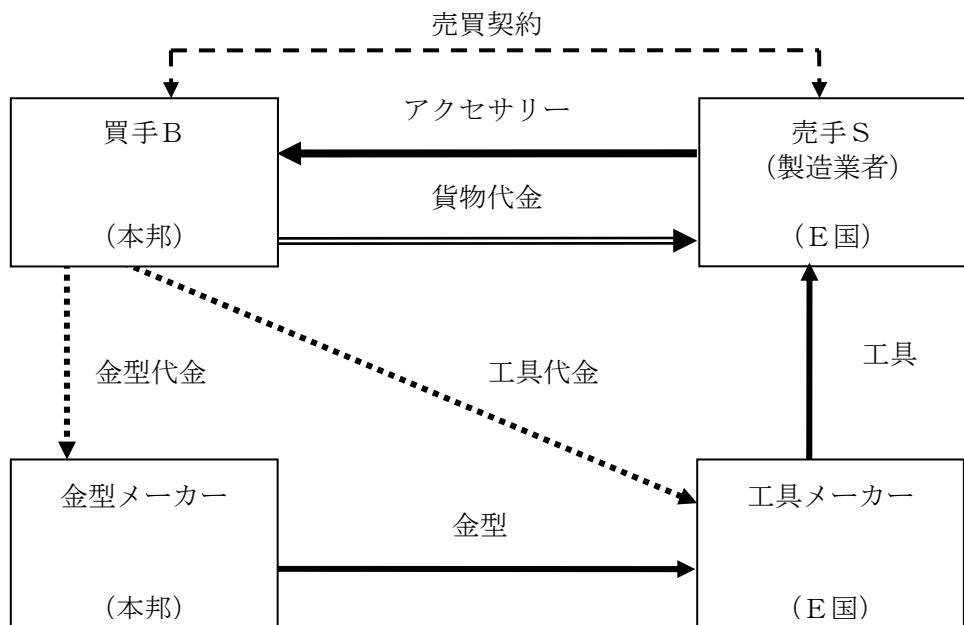
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-1-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例18) 輸入貨物（アクセサリー）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（工具）に要する費用



【事実関係】

1. 本邦の御売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sからアクセサリーを購入（輸入）する。
2. 買手Bは、特殊関係にないE国の工具メーカーから輸入貨物の生産に使用される工具を購入し、売手Sに無償で提供した。
3. 当該工具の購入にあたり、買手Bは、特殊関係にない本邦の金型メーカーから当該工具の生産に必要な金型を購入し、工具メーカーに無償で提供した。
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した工具の費用及び買手Bが工具メーカーに無償提供した金型の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

1. 買手Bが売手Sに無償提供した工具は、輸入貨物の生産に使用された工具であることから、関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該工具は買手Bと特殊関係にない工具メーカーから取得されていることから、取得価格が課税価格に含まれる。
2. 買手Bが工具メーカーに無償提供した金型は、輸入貨物の生産に使用される工具を生産するためのものである。当該工具の取得価格には当該工具の取得に関連して買手により負

担される全ての費用が含まれることから、当該金型の費用は、上記工具の取得価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

なお、買手Bが上記工具及び上記金型を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。

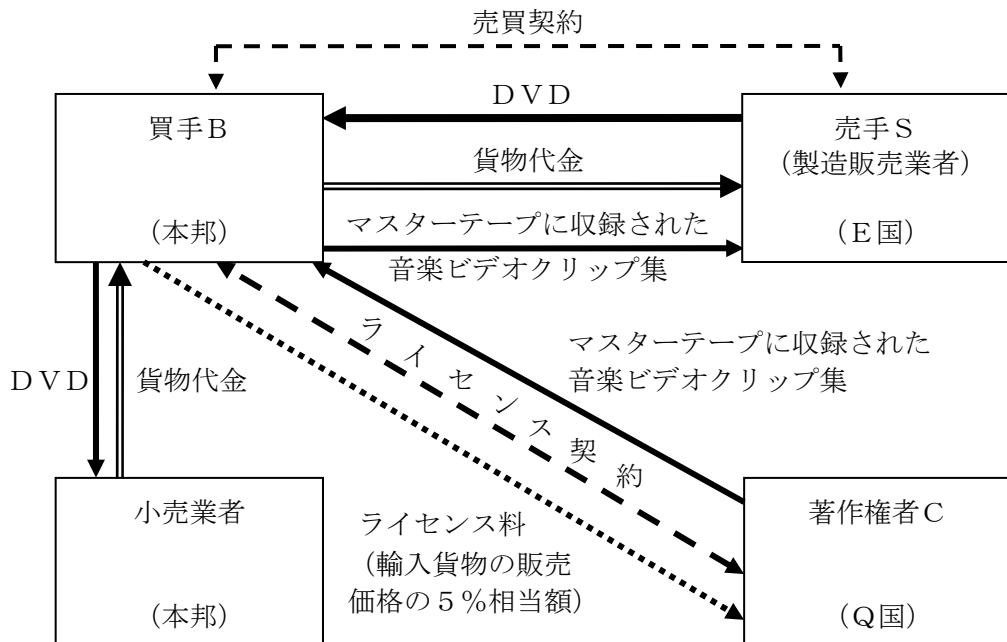
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、関税定率法基本通達4-1-2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例19) 輸入貨物（D V D）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスター テープに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国のD V D製造販売業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから音楽ビデオクリップ集を収録したD V Dを購入（輸入）する。買手Bは当該D V Dを輸入後、本邦の小売業者に販売する。
2. 上記輸入貨物は、売手Sが買手Bにより無償提供されたマスター テープを使用して作成したD V Dスタンパー（金型）を基に生産したものである。当該輸入貨物の収録内容は当該マスター テープの収録内容と同一であることから、当該輸入貨物は当該マスター テープの複製物であり、当該マスター テープなしには生産し得ないものである。
3. 上記マスター テープは、買手Bが特殊関係にないQ国の著作権者Cと締結したライセンス契約に基づき、著作権者CがQ国において作成し買手Bに提供したものであり、著作権者CがQ国において編集した音楽ビデオクリップ集が収録されている。当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 買手Bは、著作権者Cが編集した音楽ビデオクリップ集及び当該音楽ビデオクリップ集を収録したマスター テープの利用の許諾を受けること
 - (2) 買手Bは、本契約の対価として、当該マスター テープを使用して生産されたD V Dの本邦における販売価格の5%に相当するライセンス料を著作権者Cに支払うこと

(注) 上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した上記役務（マスター�apeに収録された音楽ビデオクリップ集）の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

1. マスター�apeに収録された著作権者Cが編集した当該音楽ビデオクリップ集は、DV Dスタンパー（金型）を経て当該輸入貨物に複製されていることから当該輸入貨物の生産に関する役務であり、当該編集物は当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠・考案に相当する。また、当該役務は本邦以外において行われたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当し、その費用の額は課税価格に含まれる。
2. 上記音楽ビデオクリップ集は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係にない著作権者Cから利用の許諾を受け、マスター�apeに収録された形で入手したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の5%に相当するライセンス料を著作権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該音楽ビデオクリップ集に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該音楽ビデオクリップの購入費又は賃借料に相当）である。
3. なお、上記ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

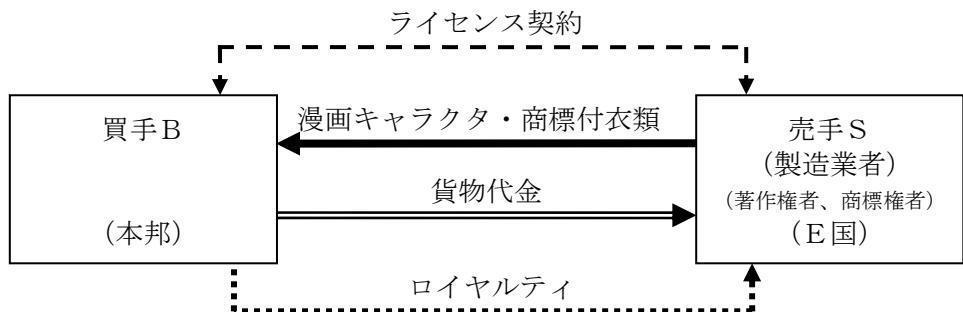
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第3項及び第4項、関税定率法基本通達4-12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例20) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. E国の製造業者S（売手S）は、ある漫画キャラクタの著作権者及び漫画キャラクタに関連する商標の商標権者でもある。本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係はない売手Sとの間で締結したライセンス契約（売買に関する条項を含む。）に基づき、売手Sから、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を購入（輸入）する。
2. 買手Bは、貨物代金の支払に加えて、当該衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして売手Sに対して支払うことにもなっている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価であり、当該衣類に関連している。
2. また、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、上記衣類の貨物代金を支払うことには加え、当該衣類を本邦において販売する権利の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして支払っており、当該ロイヤルティは、買手Bが当該衣類を購入するために支払うことを要するものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記衣類の課税価格に含まれるものである。

【関係法令通達】

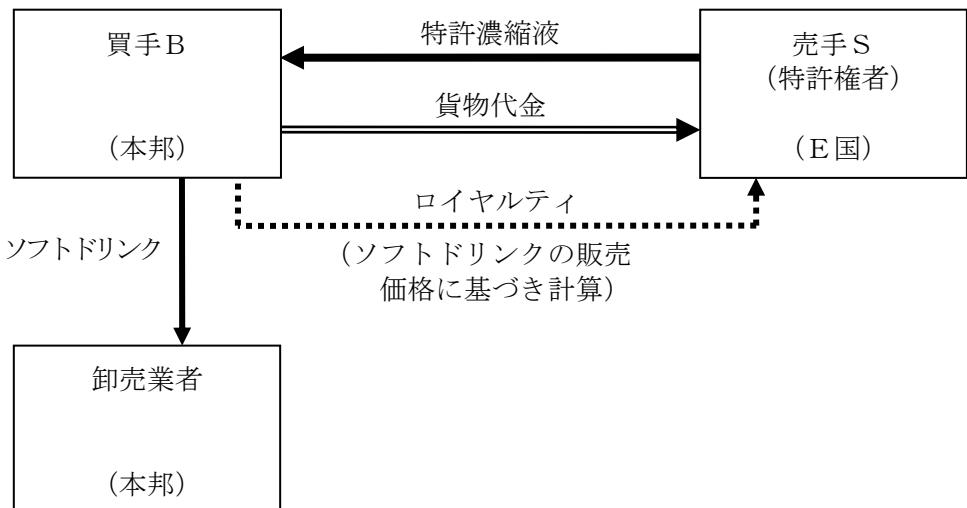
関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第5項、関税定率法基本通

達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例21) 買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の飲料製造販売業者B（買手B）は、特殊関係はないE国の特許権者S（売手S）から特許濃縮液を購入（輸入）し、本邦において、水で希釈し、ソフトドリンクとして、ペットボトルに詰めた後販売している。
2. 買手Bは、当該濃縮液の代金を支払うことに加え、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価として、当該ソフトドリンクの販売価格に基づき計算されたロイヤルティを、輸入貨物の輸入取引をするために売手Sに支払うこととなっている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価であり、特許の対象が当該濃縮液であることから、当該濃縮液に関連するものである。
2. さらに、上記ロイヤルティは、買手Bから売手Sに対し、取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記濃縮液の課税価格に含まれるものである。

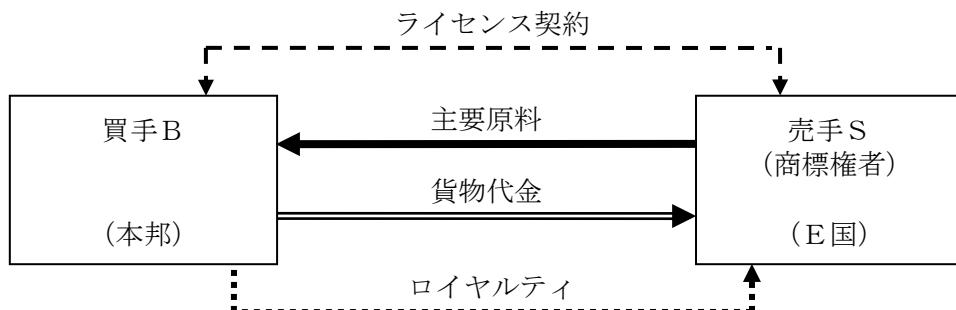
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例22) 買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の化学薬品製造業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の商標権者S（売手S）との間で締結したライセンス契約に基づき、売手Sから、本邦においてある化学薬品に商標をして販売する権利を許諾され、それにに基づき、買手Bは当該化学薬品を製造し、商標をして販売している。なお、買手Bは、当該ライセンス契約に基づき、当該商標使用権の対価として、当該化学薬品の国内売上高の一定率のロイヤルティを売手Sに対して支払うこととされている。
2. 上記権利の許諾に関連し、買手Bは上記化学薬品の主要原料を売手Sから購入（輸入）しているが、当該主要原料は、一般的に入手可能で、買手Bに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Bが売手Sから当該主要原料を購入しなければならない事情はない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、本邦において上記化学薬品に商標をして販売する権利（商標使用権）の対価である。上記主要原料は、当該化学薬品の主要原料であるものの、当該化学薬品とは本質的に相違しており、また、当該主要原料は一般的に入手可能で、買手Bに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Bが売手Sから当該主要原料を購入しなければならない事情はないことから、当該ロイヤルティは、当該主要原料に関連するものではない。
2. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして上記主要原料の課税価格に含まれるものではない。
3. なお、上記ロイヤルティは、上述のように、買手Bが売手Sから上記主要原料を購入しなければならない事情は見受けられず、当該主要原料を売手Sから購入するか否かには無

関係であり、買手Bが当該主要原料を売手から購入するために支払うことを要するものではないことから、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものでもない。

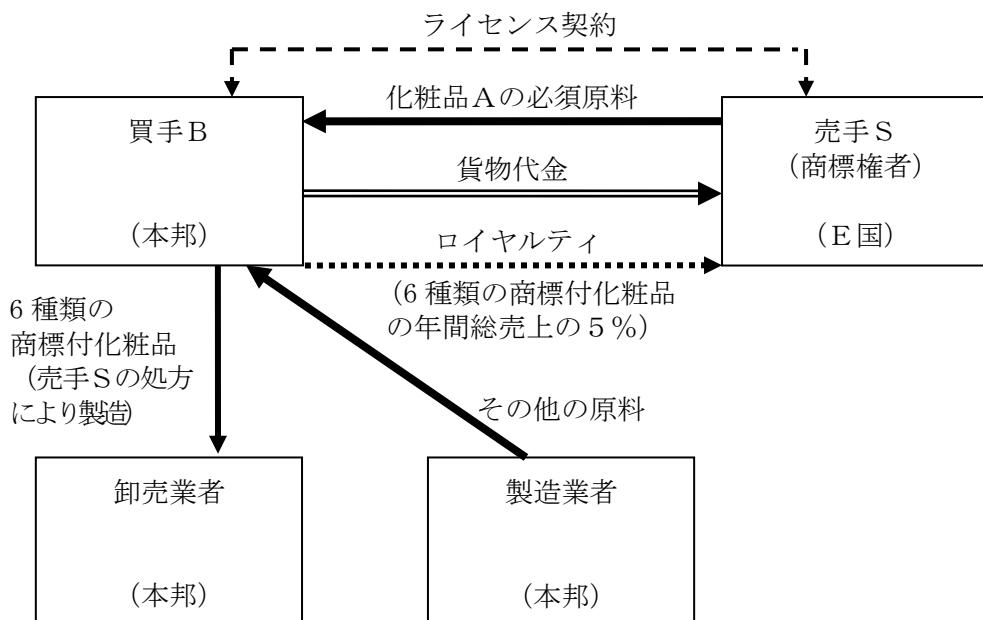
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例23) 買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の化粧品製造業者 B (買手 B) は、特殊関係はない E 国の商標権者 S (売手 S) との間で締結したライセンス契約に基づき、本邦で売手 S の商標を使用して 6 種類の化粧品の製造販売を行っている。
2. このうち、化粧品 A の必須原料は売手 S が製造しており、通常買手 B は、売手 S から当該必須原料を購入（輸入）しているが、他の 5 種類の化粧品は必須原料を含め、本邦において調達している。
3. また、6 種類全ての化粧品は売手 S の处方に従って本邦において製造され、買手 B は、当該ライセンス契約に基づき、本邦において当該商標を付した化粧品を販売する権利（商標使用権）の対価として、売手 S にロイヤルティ（当該 6 種類の化粧品の年間総売上の 5 %）を支払うこととなっている。
4. なお、化粧品 A の必須原料は、通常売手 S から購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手 B に当該必須原料の購入義務は課されていない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手 B が売手 S に支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、本邦において当該 6 種類の化粧品に商標を付して販売する権利

(商標使用権)の対価である。上記必須原料は、化粧品Aの必須原料であるものの、当該化粧品とは本質的に相違しており、また、化粧品Aの必須原料は通常売手Sから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Bに当該必須原料の購入義務が課されていない状況に鑑みれば、買手Bが売手Sから当該必須原料を購入しなければならない事情は見受けられないことから、当該ロイヤルティは、当該必須原料に関連するものではない。

2. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして売手Sから購入する上記必須原料の課税価格に含まれるものではない。
3. なお、上記ロイヤルティは、上述したように、売手Sから上記必須原料を購入しなければならない事情は見受けられず、買手Bが当該必須原料を売手Sから購入するために支払うことを要するものではないことから、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものでもない。

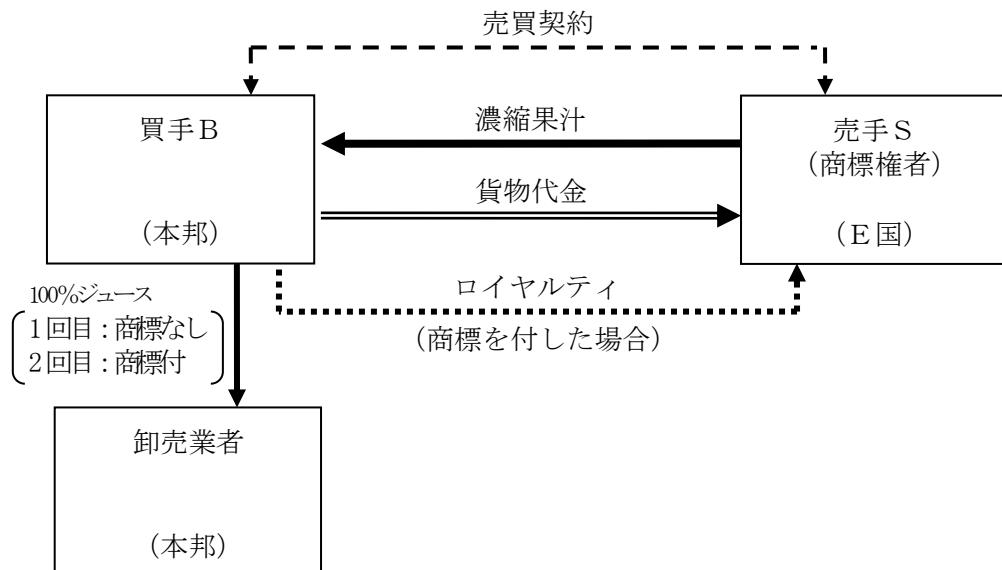
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例24) 買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の飲料製造販売業者B（買手B）は、特殊関係はないE国の商標権者S（売手S）との間で締結した売買契約（ライセンス条項を含む。）に基づき、ある濃縮果汁を2回に分けて購入（輸入）する。
2. 上記濃縮果汁は、本邦において水で希釈し、100%ジュースとして、紙パックに詰めた後販売されるが、当該売買契約に基づき、買手Bは、売手Sが所有する商標を当該ジュースに付すことも、付さないこともでき、当該商標使用権の対価として、商標を付したジュースの卸売販売数量に基づき計算されたロイヤルティを売手Sに支払うこととなっている。
3. 1回目の購入においては、買手Bは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付さずに販売したことから、ロイヤルティの支払いは発生していない。一方、2回目の購入においては、買手Bは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付して販売したことから、売手Sにロイヤルティを支払わなければならない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり、本邦において当該商標を付して販売されたジュースに関するものである。当該ジュースは当該濃縮果汁を単に水で希釈したものに過ぎず、その本質は変更していないことから、当該ロイヤルティは2回目に購入された濃縮果汁に関連するものである。

2. また、上記ロイヤルティは、買手Bから売手Sに対し、輸入取引をするために支払われるものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして2回目に購入された濃縮果汁の課税価格に含まれるものである。
4. 一方、1回目に購入された濃縮果汁は、希釀後、商標を付さずに販売されており、ロイヤルティの支払いは発生していない。したがって、1回目に購入された濃縮果汁に関する限り、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものに該当しないことから、同号に該当するものとして1回目に購入された輸入濃縮果汁の課税価格に含まれるものではない。

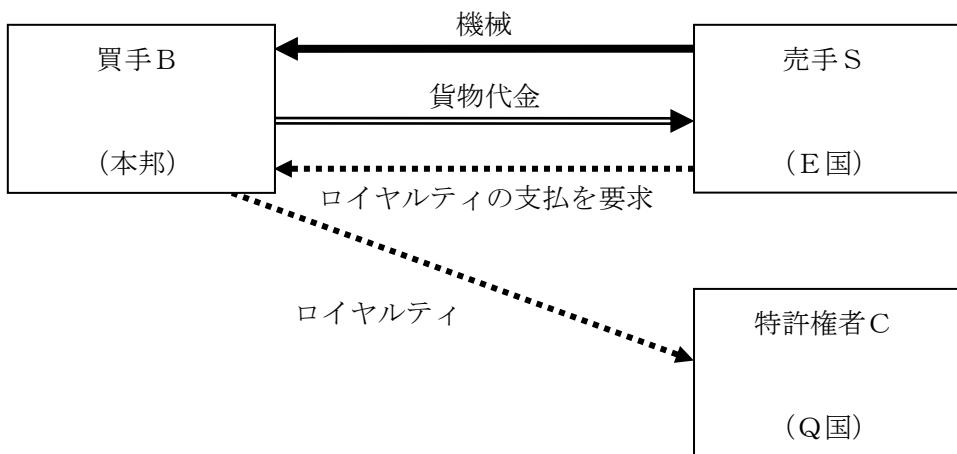
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例25) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係はないE国の製造業者S（売手S）から、特許製法に基づいて製造された機械を購入（輸入）している。
2. 買手Bは、売手Sに上記機械の貨物代金を支払っているが、それに加え、売手Sから、当該特許発明を実施する対価として、ロイヤルティをQ国の第三者である特許権者Cに支払うことを要求されている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが特許権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは特許発明を実施する対価であり、特許製法に基づき製造された上記機械に関連している。
2. また、上記ロイヤルティは第三者たる特許権者Cへの支払いであるものの、売手Sが買手Bに対し支払要求していることから、買手Bが上記機械を購入するために支払うことを要するものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものである。

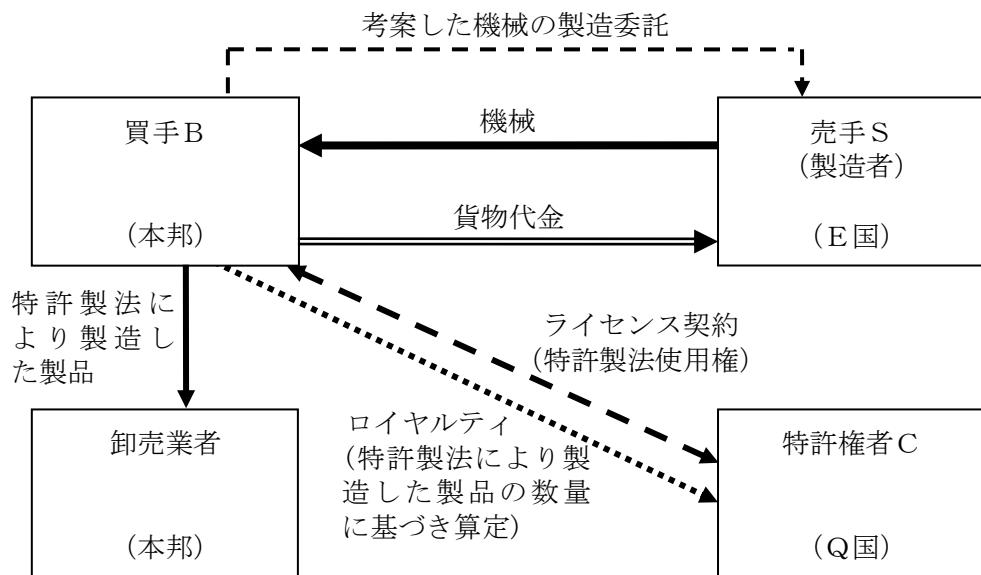
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例26) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の製造業者B（買手B）は、特殊関係にないQ国の特許権者Cとの間で締結したライセンス契約に基づき、本邦におけるある製品の製造に必要な特許製法使用の対価として、特許権者Cにロイヤルティ（ロイヤルティの対価は買手Bが卸売業者に販売したある製品の数量に基づき算定）を支払うこととなっている。
2. 一方、買手Bは、E国の製造者S（売手S）との間で売買契約を締結し、当該特許製法を実施するため本邦において自ら考案した機械を売手Sに製造委託し、当該機械を購入（輸入）している。買手Bは、当該機械を輸入後、本邦における自社工場で当該機械（特許製法）を用いてある製品を製造し、国内の卸売業者に販売している。
3. なお、特許権者Cは、上記機械の製造・販売に関与しておらず、また、買手Bと売手Sとの売買契約においてもロイヤルティに関する記述はない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが特許権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記機械は特許製法を実施するためのものであり、上記ロイヤルティは、当該特許製法使用の対価であることから、当該機械に関連している。
2. しかし、上記ロイヤルティは、上記機械の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、特許権者Cは、当該機械の製造・販売に関与していないことから、買手Bが当該機械を売手Sから購入するために支払うことを要するものではない。

3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないため、同項に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものではない。

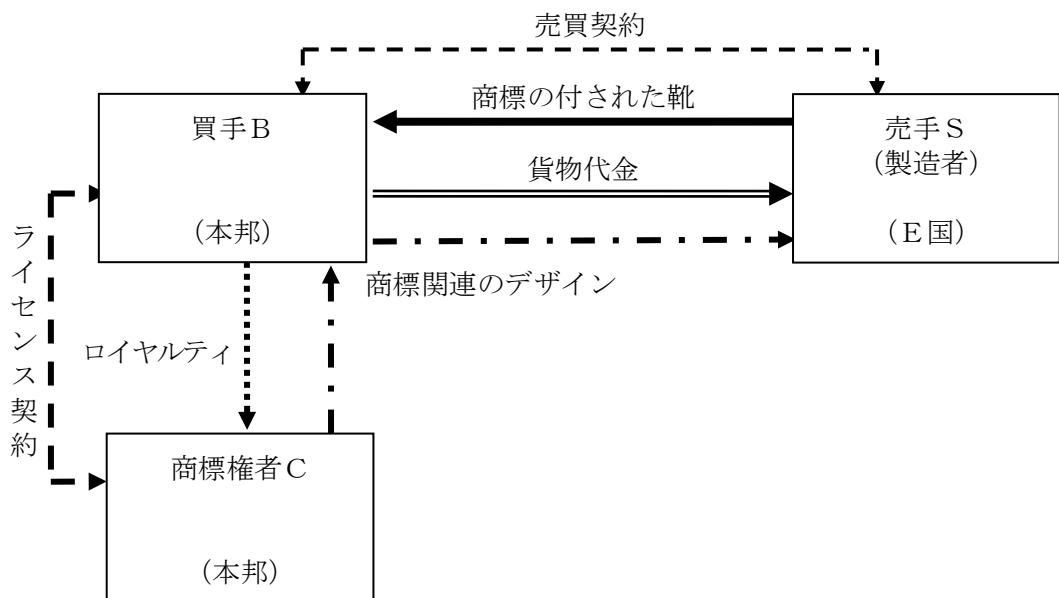
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例27) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の靴卸売業者B（買手B）は、同じく本邦の商標権者Cとライセンス契約を締結し、当該ライセンス契約に基づき、本邦において商標の付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価として、一定額のロイヤルティを商標権者Cに支払うこととなっている。
2. 一方、買手Bは、特殊関係にないE国の製造者S（売手S）と売買契約を締結し、売手Sが製造した商標の付された靴を購入（輸入）している。
3. 商標権者Cが本邦において作成した上記商標に関するデザインは、ライセンス契約に基づき商標権者Cから買手Bへ提供され、さらに、売買契約に基づき買手Bから売手Sに無償提供され、当該商標の付された靴を製造するために利用されているが、そのデザインとしての価値は低く、その他商標権者Cは当該商標の付された靴の製造・輸入取引に関与していない。
4. また、買手Bと売手Sとの売買契約においてもロイヤルティの支払いに関する記述はない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが商標権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、本邦において商標が付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価であり、商標が輸入靴に付されていることから、当該靴に関するものである。

2. しかし、上記ロイヤルティは、上記靴の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、商標権者Cは、デザインについて買手を通じ売手に提供しているものの、そのデザインとしての価値は低く、その他当該靴の製造・輸入取引に関与していないことから、買手Bが当該靴を売手Sから購入するために支払うことを要するものではない。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないため、同号に該当するものとして上記靴の課税価格に含まれるものではない。

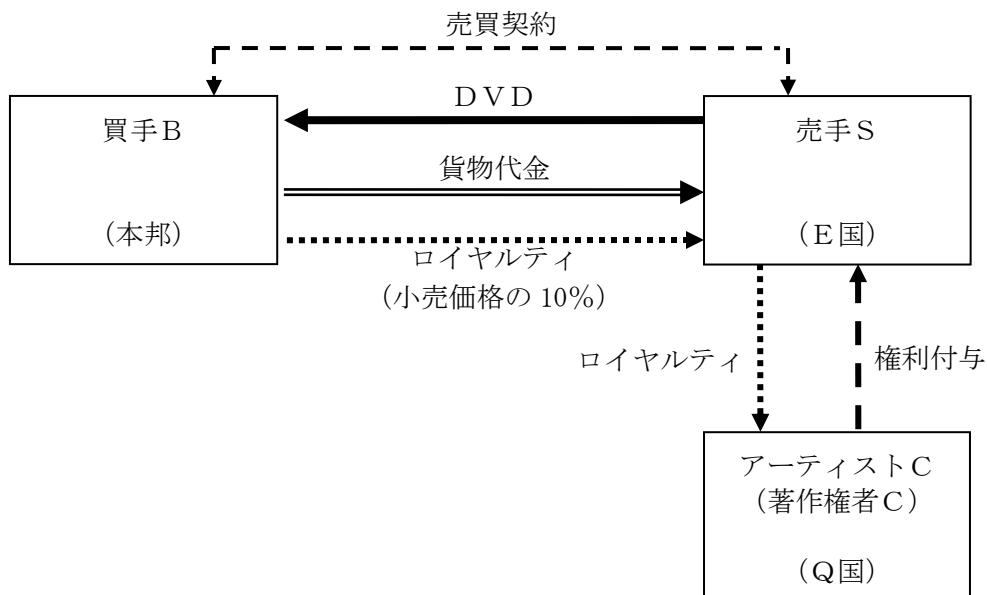
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例28) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ



【事実関係】

1. E国のDVD製造販売会社S（売手S）は、ライセンス契約に基づき、著作権者であるQ国のアーティストC（著作権者C）の作詞・作曲した音楽に関し、当該音楽を複製し、全世界で販売する権利（著作使用権）を付与されている。また、ロイヤルティについては、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDの各国における小売価格に基づき支払われることとなっている。
2. 一方、本邦の小売業者B（買手B）は、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDを本邦で小売するため、特殊関係にない売手Sとの間で締結した売買契約に基づき、当該DVDを購入（輸入）している。
3. 買手Bは、上記売買契約に基づき、売手Sに上記DVDの貨物代金を支払い、さらに、当該DVDを本邦において販売することの対価として、買手Bが本邦で販売した当該DVDの小売価格の10%のロイヤルティを売手Sに対し支払っている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、著作権者Cの作詞・作曲した音楽が編集されたDVDを本邦において販売することの対価であり、当該DVDに関連している。

2. また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Bが 売手Sに対し支払っていることから、買手Bが上記DVDを購入するために支払うことを要するものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記DVDの課税価格に含まれるものである。
4. なお、著作権者Cの作詞・作曲した音楽を複製・販売することに関して、売手Sが著作権者Cに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。

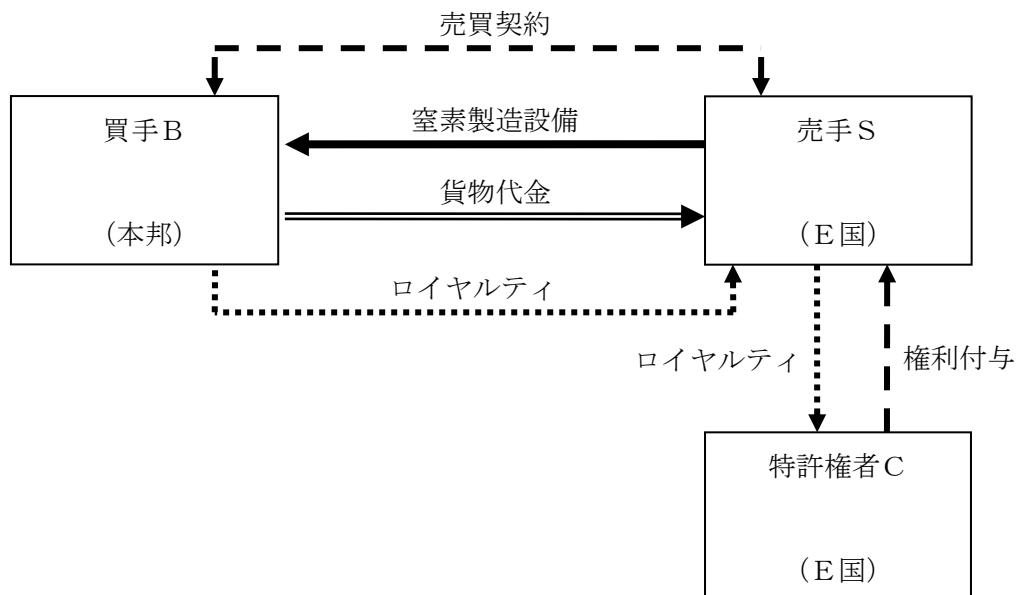
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第5項、関税定率法基本通達4－13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例29) 売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ



【事実関係】

1. E国の設備製造業者S（売手S）は、E国の特許権者Cの所有する窒素製造に関する特許製法に関し、全世界で使用する権利（専用実施権）を付与され、売手Sは特許権者Cにロイヤルティを支払っている。
2. 一方、本邦の肥料製造業者B（買手B）は、特殊関係はない売手Sとの間で締結した売買契約に基づき、本邦の肥料プラントに組み込む窒素製造設備を購入（輸入）している。
3. 買手Bは、上記売買契約に基づき、売手Sに上記窒素製造設備の貨物代金を支払い、さらに、当該窒素製造設備には当該窒素製造に関する特許製法を利用する装置が組み込まれていることから、買手Bは特許製法に係る通常実施権の対価として、ロイヤルティを売手Sに対して支払っている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、特許製法に係る通常実施権の対価であり、当該特許製法を利用する装置が上記窒素製造設備に組み込まれていることから、当該窒素製造設備に関するものである。
2. また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Bが売手Sに対して支払っていることから、買手Bが上記窒素製造設備を購入するために支払うことを要するものである。

3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記窒素製造設備の課税価格に含まれるものである。
4. なお、特許権者Cの所有する窒素製造に関する特許製法に関して、売手Sが特許権者Cに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。

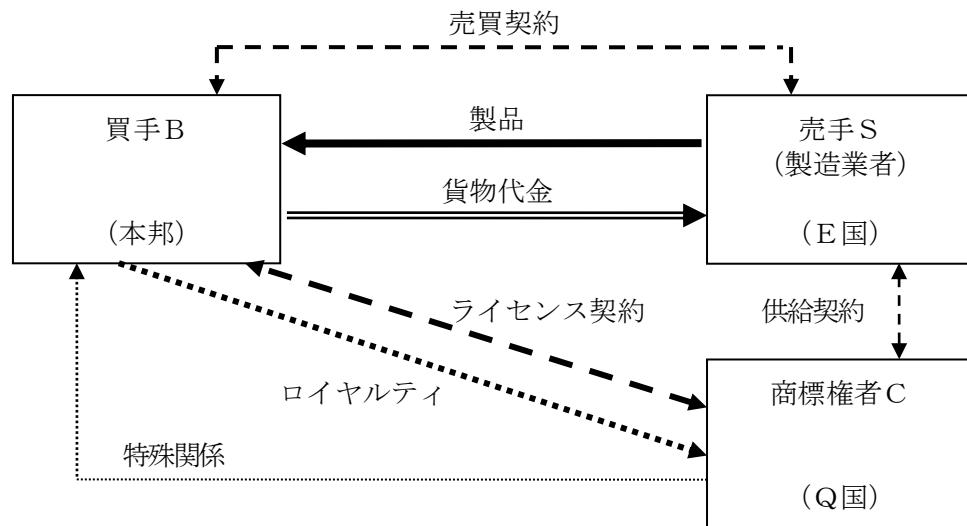
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-1-3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例30) 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に関与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の買手Bは、E国の製造業者S（売手S）との間で売買契約を締結し、特殊関係にあるQ国の商標権者Cが所有する商標が付された製品を購入（輸入）する。買手Bと売手Sとの間に特殊関係はない。
2. 買手Bは、商標権者Cとの間で締結したライセンス契約に基づき、売手Sから購入する製品に係る商標使用権の対価として、商標権者Cに対してロイヤルティを支払うこととされている。仮に買手Bが商標権者Cにロイヤルティの支払いを怠った場合、商標権者Cは当該ライセンス契約を解消することができる。
3. 一方、商標権者Cは売手Sと供給契約を締結する。当該供給契約において、売手Sは製品の製造にあたり商標権者Cが提供する品質、デザイン、技術に関する仕様書に従うとともに、商標権者Cが決定した者（買手Bを含む。）に製品を独占的に販売することとされている。売手Sと商標権者Cとの間に特殊関係はない。
4. 買手Bと売手Sの間の売買契約書には買手Bから商標権者Cへのロイヤルティの支払いについての記載はない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが商標権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり上記製品には商標が付されていることから、当該製品に関連している。
2. 商標権者Cは供給契約に基づき売手Sに対しデザイン及び技術を直接提供するとと

もに製品の販売先を決定しており、またラインセンス契約に基づき買手Bに対して商標の使用を許諾していることから、実質的に、買手Bは商標権者Cにロイヤルティを支払わなければ当該製品を購入することができない。

3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記製品の課税価格に含まれるものである。

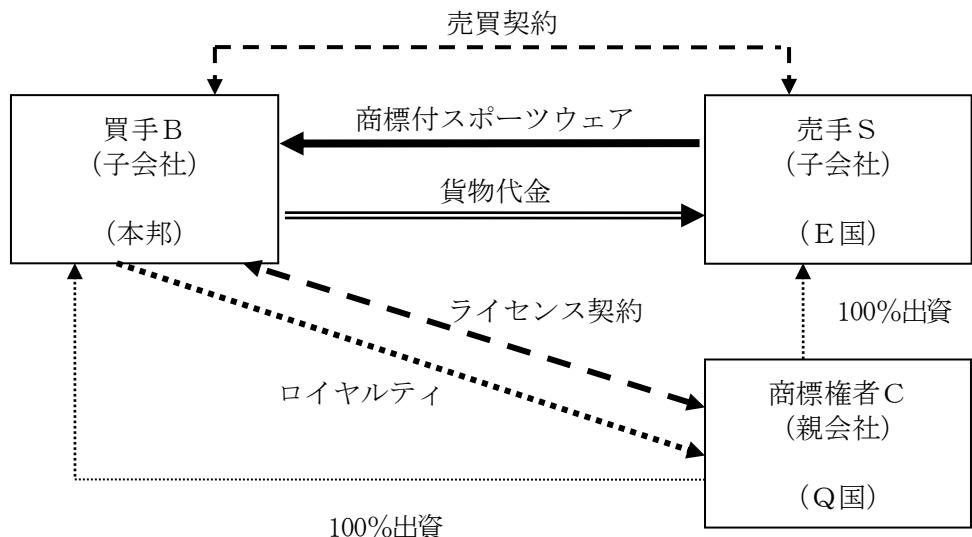
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例31) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦のスポーツ用品卸売業者B（買手B）とE国の製造業者S（売手S）はいずれもQ国の商標権者Cが100%出資した子会社であるが、買手Bは、売手Sとの間の売買契約に基づき、商標が付されたスポーツウェアを購入（輸入）している。
2. 一方、上記売買契約にはロイヤルティ関連規定はないが、買手Bは、親会社である商標権者Cとの間の口頭契約により、売手Sから購入するスポーツウェアに付されている商標使用権の対価として、商標権者Cに対してロイヤルティを支払うこととなっていることが確認されている。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが商標権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記スポーツウェアには商標が付されることから、当該ロイヤルティの支払いは当該スポーツウェアに関連している。
2. また、売買契約はロイヤルティの支払いに関する明確な条項を含まないが、買手B及び売手Sはいずれも商標権者Cが100%出資した子会社であり、商標権者Cは当該売買契約に深く関与できる事実（商標権者Cに対してロイヤルティの支払なくして、上記スポーツウェアを売手Sから購入できない状態）に鑑みるに、買手Bは当該スポーツウェア購入に際して、実質上、商標権者Cへのロイヤルティの支払を義務付けられているものと考えられる。

3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記スポーツウェアの課税価格に含まれるものである。
4. なお、買手Bと商標権者Cとの間に契約書がないからといって、口頭のライセンス契約が真実の契約関係を示し、当該口頭契約により実際にロイヤルティが支払われている事実が確認できる以上、ロイヤルティの支払義務が存在しなくなるものではない。

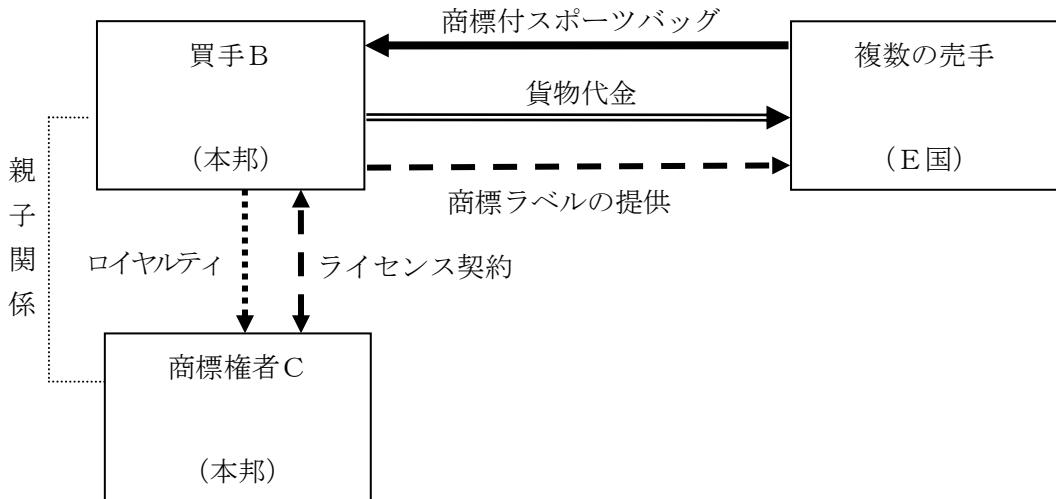
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－13

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例32) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦のスポーツ用品卸売業者B（買手B）は、同じく本邦の商標権者Cの子会社であり、商標権者Cとの間のライセンス契約に基づき、買手Bは商標権者Cに対して商標使用権の対価としてロイヤルティを支払い、商標権者Cは買手Bに対して当該使用権を許諾している。なお、当該商標は商標権者Cが本邦において考案し、保有するものである。
2. 一方、買手Bは、E国の独立した第三者である複数の売手との売買契約を締結し、スポーツバッグを購入（輸入）しているが、当該売買契約に基づき、買手Bは自らが作成した商標ラベルを当該売手に対して無償で提供し、輸入前に当該スポーツバッグに当該商標ラベルを貼付させている。
3. なお、商標権者Cは、上記スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが商標権者Cに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記輸入スポーツバッグには商標が付されていることから、当該ロイヤルティの支払いは、当該輸入スポーツバッグに関連している。
2. 買手Bと商標権者Cは親子関係にあるものの、上記ロイヤルティは、上記スポーツバッグの売買契約とは別個のライセンス契約により支払われ、かつ、商標権者Cは、当該スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していないことから、買手Bが売手から当該貨物を購入するために支払うことを要するものではない。

3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条1項4号に規定する「輸入貨物に係るもの」であるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないことから、同号に該当するものとして上記スポーツバッグの課税価格に含まれるものではない。

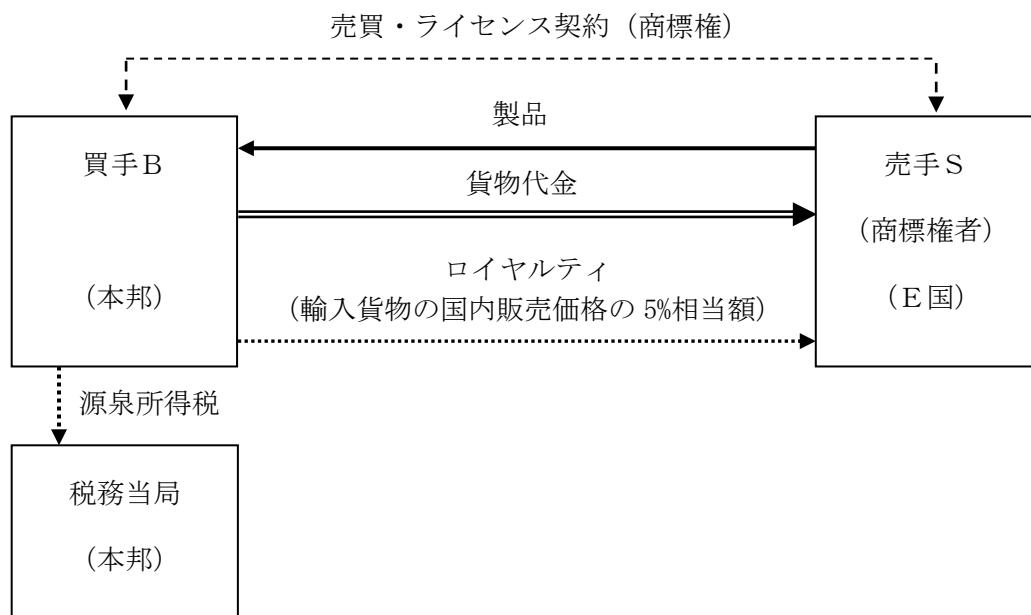
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例33) 買手が商標権者に支払うロイヤルティに課せられる所得税



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B（買手B）は、特殊関係にないE国の商標権者S（売手S）との間で締結した売買契約に基づき、売手Sの商標が付された製品を購入（輸入）する。
2. 買手Bは、売手Sとの間で締結したライセンス契約に基づき、貨物代金の支払に加えて、当該製品に係る商標使用権の対価として、本邦における当該製品の販売価格の5%のロイヤルティを売手Sに支払うこととなっている。
3. 買手Bは、当該製品を2,000万円で販売したことから、上記ライセンス契約に基づき、販売価格の5%である100万円のロイヤルティを売手Sに支払うこととなった。
4. 輸入貨物が商標を付したものであることから、当該ロイヤルティは、「輸入貨物に係る」ものであり、また、商標権者である売手に対して買手が支払うものであることから、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」である。したがって、当該ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に該当し、課税価格に含まれるものである。
5. 買手Bは、当該ロイヤルティの20%に相当する額の源泉所得税20万円を本邦の税務当局に納付し、当該所得税分を差し引いた80万円を貨物代金とは別に売手Sに支払った。なお、ライセンス契約において、当該源泉所得税を買手Bが負担するとの規定はない。

(注1) 上記の販売価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

(注2) 上記の源泉所得税の額は、当該ロイヤルティに現実に適用される税率に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが納付した源泉所得税20万円はどのように取り扱われるか。

【答】

1. ライセンス契約において、買手Bがライセンサーである売手Sに支払うべきロイヤルティの額は、100万円である。源泉所得税20万円は、買手Bが売手Sに代わり、本邦の税務当局に納税したものであり、買手Bと売手Sとの間で支払うことが合意されたロイヤルティの額には影響しない。
2. したがって、当該源泉所得税として納付した20万円は、関税定率法第4条第1項第4号に基づき、輸入貨物の課税価格の一部となる。
3. なお、買手Bが納付した源泉所得税は、製品に対してではなく、ロイヤルティに対する課税であることから、現実支払価格に含まないこととされている関税定率法施行令第1条の4第3号に規定する「本邦において当該輸入貨物に課される関税その他の公課」には該当しない。

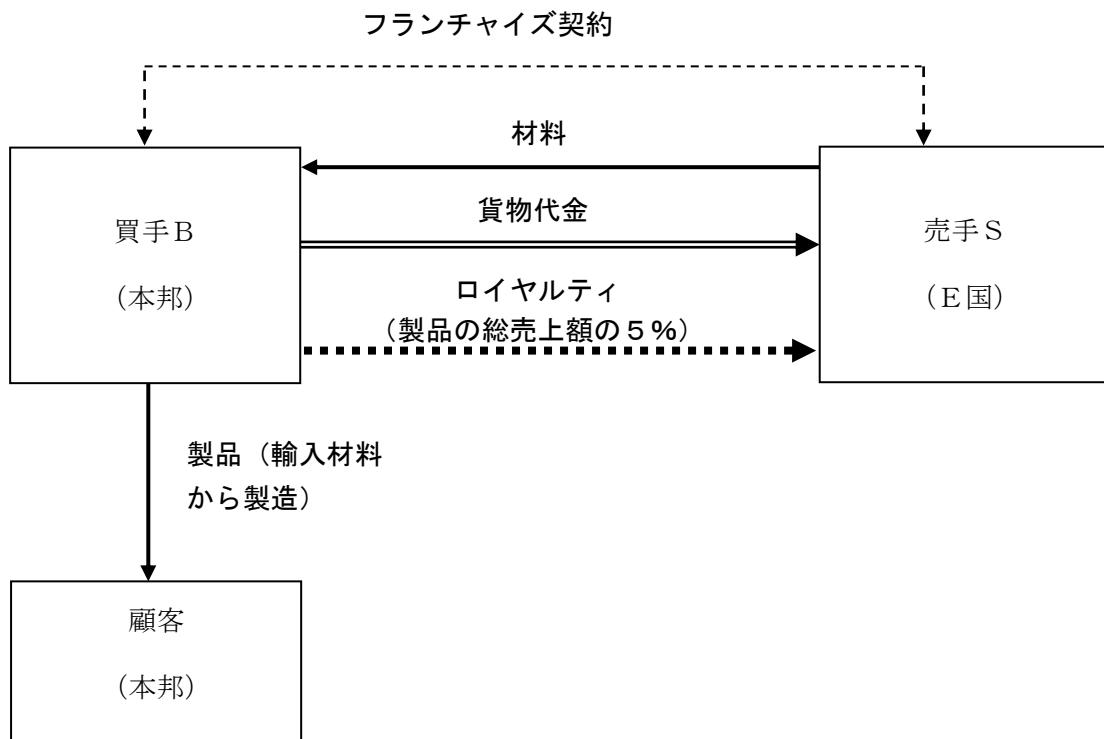
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の4第3号、関税定率法基本通達4-1-3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例34) フランチャイズ契約に基づき買手が売手に支払うロイヤルティ



【事実関係】

1. 本邦の製造販売業者B（買手B）は、特殊関係はないE国の売手Sとの間で、本邦において売手Sのブランド及びシステムを使用して店舗を運営するためフランチャイズ契約を締結した。
2. 買手Bがその店舗において販売する製品の製造に使用しなければならない材料については、当該フランチャイズ契約に基づき、売手Sのみから購入することができる。なお、当該材料は特許製品ではなく、いかなる知的財産によっても保護されていない。
3. 買手Bはフランチャイズ契約に基づき、売手Sのブランド及びシステムの使用の対価として、輸入した材料を使用して製造した製品に係る総売上額の5%のロイヤルティを売手Sに対し支払う。

(注) 本事例において上記の「ブランド」とは登録された銘柄又は店舗事業における役務の標章その他商業上の記号を意味し、上記「システム」とは店舗の運営に関連する業務システム及び事業プロセスをいう。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bが売手Sに支払う上記ロイヤルティは、同項第4号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】

1. 買手は、輸入貨物である材料を売手Sから購入しなければならないものではあるが、当該材料は商標を付されたものではなく、特許製品又は特許製法により製造された物品でもない。また、いかなる知的財産権の保護の対象にもなっていない。
2. 上記ロイヤルティは、輸入貨物（材料）に関連するものではなく、売手Sのブランドが付された製品の製造及び販売において売手Sのブランド及びシステムを使用することに関連するものである。
3. したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして上記材料の課税価格に含まれるものではない。

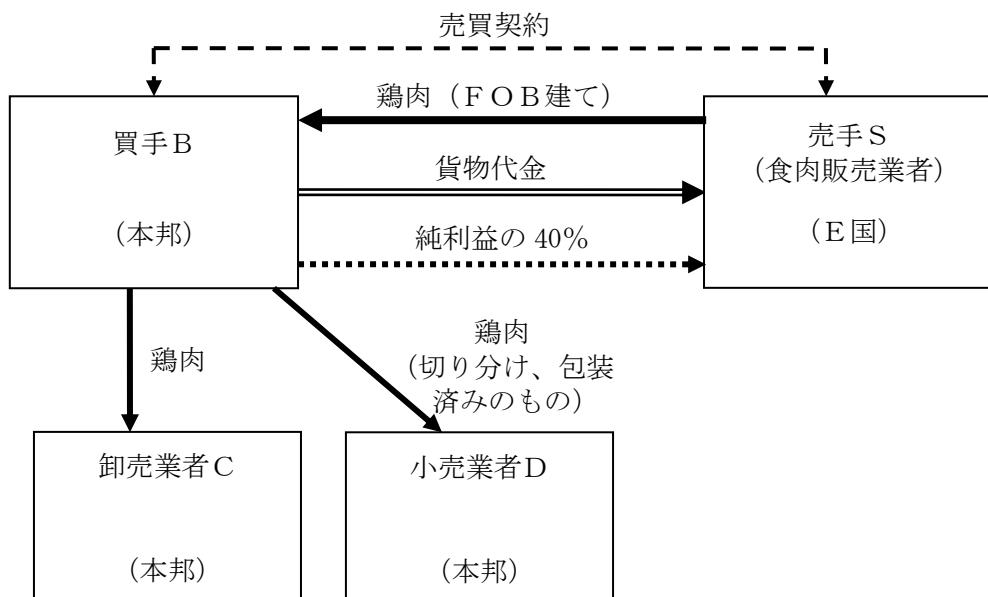
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4－1 3

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例35) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益



【事実関係】

1. 本邦の買手Bは、特殊関係にないE国の食肉販売業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから鶏肉を購入（輸入）する。当該輸入貨物の仕入書価格は2,000,000円（FOB建て）である。
2. 買手Bは、上記売買契約に基づき、上記仕入書価格に加えて、上記輸入貨物の再販売により得られる純利益（再販売価格から直接費（仕入書価格及び下記aからeの費用）を控除した額。）の40%を売手Sに支払うこととなっている。
3. 買手Bは、上記輸入貨物に関し、次の費用を負担する。

a. 輸出港から輸入港までの運賃及び保険料	200,000円
b. 関税	課税価格の20%に相当
c. 輸入諸掛及び国内運賃	100,000円
d. 国内再販売経費	150,000円
4. 買手Bは、上記輸入貨物の一定数量を本邦の卸売業者Cに販売し、残りは、買手Bが切り分けて包装した上で、本邦の食品チェーンである小売業者Dに販売する。なお、当該切り分け、包装に要した費用、卸売業者C、小売業者Dへの再販売価格は以下のとおりである。

e. 小売業者Dへの販売のための切り分け及び包装に要した費用	300,000円
f. 卸売業者Cへの再販売価格	2,700,000円
g. 小売業者Dへの再販売価格	1,250,000円
5. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項の規定により計算される。

(注1) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

(注 2) 上記の関税の額は、当該輸入貨物に現実に適用される税率に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定によりどのように計算されるか。

【答】

1. 買手Bは上記輸入貨物の再販売により得られる純利益の40%を売手Sに支払うが、当該支払は輸入貨物の再販売により得られる収益であって売手に直接帰属するものであることから、関税定率法第4条第1項第5号に該当し、当該輸入貨物の課税価格に含まれることとなる。

2. 上記輸入貨物の課税価格は次の計算式により計算されるが、計算に当たっては上記純利益の額が必要である。

$$\begin{aligned}\text{課税価格 (V)} &= \text{現実支払価格} + \text{輸入港までの運賃及び保険料 (a)} + \text{純利益 (P)} \\ &\quad \text{の } 40\% \\ &= 2,000,000 + 200,000 + 0.4P \\ &= 2,200,000 + 0.4P \dots\dots (1)\end{aligned}$$

3. 他方、上記純利益 (P) の額は次の計算式により計算されるが、計算に当たって必要となる上記輸入貨物に係る関税の額 (b) は課税価格 (V) に基づいて計算される。

$$\begin{aligned}P &= \text{国内再販売価格 (f+g)} - \text{直接費} (\text{現実支払価格} + a + b + c + d + e) \\ &= (2,700,000 + 1,250,000) - (2,000,000 + 200,000 + 0.2V + 100,000 + \\ &\quad 150,000 + 300,000) \\ &= 1,200,000 - 0.2V \dots\dots (2)\end{aligned}$$

4. 課税価格 (V)と純利益 (P) は相互依存関係にあり、課税価格は(1)と(2)の連立方程式により計算される。

(2)を(1)に代入すると、

$$\begin{aligned}V &= 2,200,000 + 0.4(1,200,000 - 0.2V) \\ &= 2,200,000 + 480,000 - 0.08V\end{aligned}$$

すなわち、

$$1.08V = 2,680,000$$

$$V = 2,680,000 / 1.08 = 2,481,481$$

5. 上記の計算により、上記輸入貨物の課税価格は、2,481,481円となる。

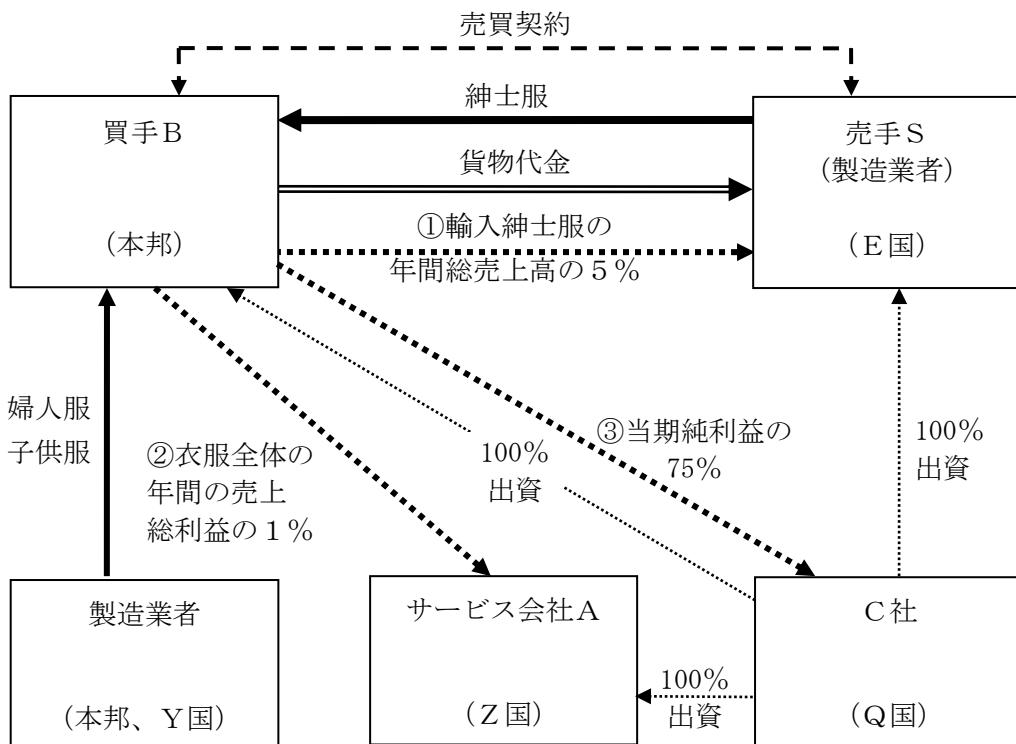
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第5号、関税定率法基本通達4-14

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例36) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等



【事実関係】

1. 紳士服、婦人服及び子供服を取り扱う本邦の衣類卸売業者B（買手B）は、Q国のC社の子会社のひとつである。C社は、買手B以外にも製造業者、卸売業者、各種サービス会社等多数の子会社を複数の国に所有しており、これらの子会社は全てC社が定めた経営方針に従って活動を行っている。
2. 買手Bは、C社の子会社のひとつであるE国の製造業者S（売手S）と締結した売買契約に基づき、売手Sから紳士服を購入（輸入）している。また、買手Bは、婦人服及び子供服については特殊関係にない本邦及びY国の製造業者から購入している。
3. 買手Bは、C社が定めた経営方針に従って、以下の支払を行う。
 - 毎年末、売手Sから輸入した貨物の年間総売上高の5%に相当する額を、輸入貨物代金とは別に売手Sに支払う。
 - 毎年末、C社の子会社のひとつであるサービス会社Aに対し、A社がC社の全ての子会社に提供する低利の貸付その他の金融サービスに係る経費の補填として、売手S及びその他の仕入先から購入した紳士服、婦人服及び子供服の年間の売上総利益の1%を支払う。
 - 毎会計年度末に、買手Bの当期純利益の75%をC社に支払う。
4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項の規定により計算される。（買手B及び売手Sは、いずれもC社の100%出資子会社であることから、特殊関係にあるが、当該特殊関係は買手Bと売手Sとの間の上記取引価格に影響を与えていないことが確認されている。）

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により計算するにあたり、買手Bによる上記①から③の支払はどのように取り扱われるか。

【答】

上記①から③の支払は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

- ① 買手による輸入貨物の再販売により得られる収益であって売手に直接帰属するものであることから、関税定率法第4条第1項第5号に該当し、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- ② 売手と特殊関係にある第三者に支払われるものであるが、当該支払は輸入貨物には関係のない金融サービスの対価の支払であり、輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる収益ではないことから、関税定率法第4条第1項第5号に該当せず、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。
- ③ 売手の親会社に支払われるものであるが、買手から売手への配当金の移転その他の支払で輸入貨物と関係のないものに相当し、輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる収益ではないことから、関税定率法第4条第1項第5号に該当せず、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。

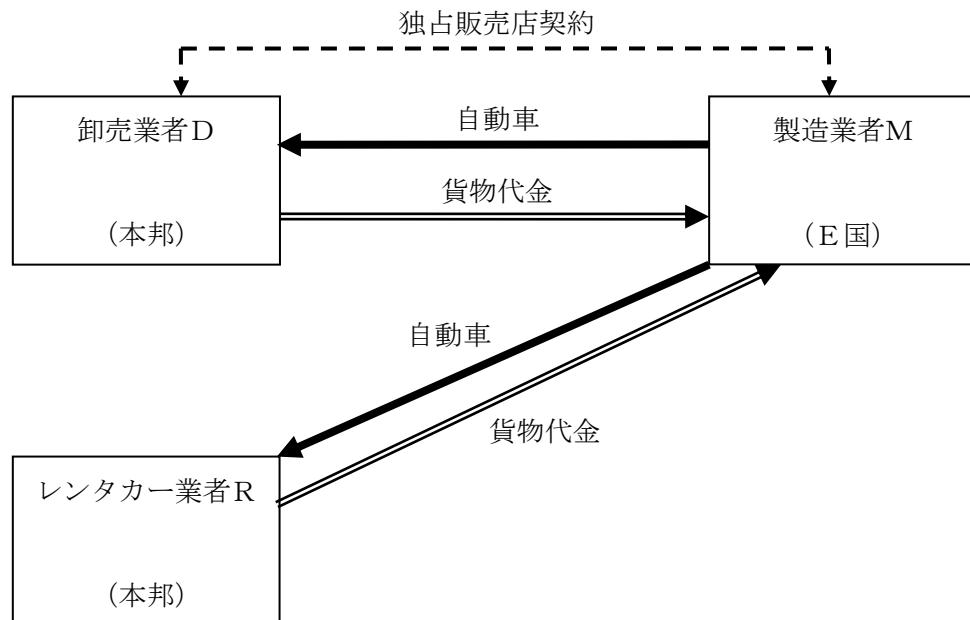
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第5号、関税定率法基本通達4-2(4)、同基本通達4-14

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例37) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号又は第2号該当性



【事実関係】

1. E国の自動車製造業者Mは、特殊関係にない本邦の自動車卸売業者Dとの間で、D社をM社製自動車の独占販売店に任命する旨の独占販売店契約を締結している。
2. M社とD社は、独占販売店契約において以下の条項に合意している。
 - (1) D社の販売権は、D社の担当地域である本邦以外の国に及ばない。
 - (2) D社は、担当地域内における小売価格及び販売店向けの割引率を設定する。
 - (3) D社は、2～3カ月分の自動車及びその部品の在庫を保有する。
 - (4) D社は、M社からできる限り多くの自動車を輸入し、販売するように努める。M社は、最低売上高が達成されなかった場合、契約を解除する権利を留保する。自動車の車種及び型式別の最低売上高はM社が設定するが、各々の車種及び型式別に設定された最低売上高は、たとえ達成されなくとも、変更及び交渉することができる。また、D社も、M社に対して適切な通知を行うことにより、契約を解除する権利を留保する。
 - (5) D社は、ショールームを維持し、十分に訓練を受けた販売員を雇用し、修理工場を有する販売店網を構築する。
 - (6) D社は、担当地域内でM社製自動車の広告宣伝を行う。
 - (7) D社は、担当地域内で使用されるすべてのM社製自動車に対して、アフターサービスを提供する。
 - (8) M社は、D社の担当地域内に所在する他の企業に対しては自動車を販売しない。
 - (9) D社は、自社が輸入するM社製自動車に対して、いかなる数量値引も与えられない。
3. 主力商品であるM社製自動車AのD社に対するM社の販売価格は、数量に関係なく1台当たり120万円であり、M社は、通常、本邦の第三者に自社の自動車を販売しないため、本邦への販売においてM社が取引段階に応じて販売価格を変更することを示す資料は存在しない。

4. 本邦のレンタカー業者Rは、M社製自動車Aを10台購入することを希望しているが、本邦における独占販売店であるD社の1台当たりの最低小売価格（税抜）210万円は高額であることから、M社から直接購入するためにM社と交渉を開始した。M社はR社からの照会に対して、D社との独占販売店契約によりR社に直接販売することはできないが、D社の承認が得られれば、自動車Aを1台当たり126万円で販売する用意がある旨回答した。最終的に、M社との独占販売店契約により自社に課されている義務を負わないR社が本邦において自社の小売価格よりも低価で再販売を行うことにより、自社の事業に大きな影響が生じることを危惧したD社の主張を受けて、M社からR社へのM社製自動車A10台の販売は、次の条件に従って1台当たり126万円で行われることとなった。

- (1) R社は、当該自動車をレンタカーとして登録すること。
- (2) R社は、登録の日から1年間は当該自動車を再販売しないこと。

(注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

1. 卸売業者Dと製造業者Mとの間の上記輸入取引に関する事情は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分等についての制限又は同項第2号に規定する課税価格の決定を困難とする条件に該当するか。
2. レンタカー業者Rと製造業者Mとの間の上記輸入取引に関する事情は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分等についての制限又は同項第2号に規定する課税価格の決定を困難とする条件に該当するか。

【答】

1. 卸売業者Dと製造業者Mとの間の輸入取引

D社とM社との間で締結されている独占販売店契約の条項を検討した結果は、以下のとおりである。

- (1) D社の販売権は、D社の担当地域である本邦以外の国に及ばない。
これは、輸入貨物が再販売される地域を制限する規定であることから、関税定率法施行令第1条の7第1号の規定により、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限に該当しない。
- (2) D社は、担当地域内における小売価格及び販売店向けの割引率を設定する。
この規定は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。
- (3) D社は、2～3カ月分の自動車及びその部品の在庫を保有する。
この規定は、予期される販売及び修理のために十分な在庫品を保有することを要求する通常の商慣行に一致するものであり、当該輸入貨物以外の貨物を購入することを輸入取引の条件とするものではないことから、関税定率法第4条第2項第2号に規定する条件に該当しない。
- (4) D社は、M社からできる限り多くの自動車を輸入し、販売するように努める。M社は、最低売上高が達成されなかった場合、契約を解除する権利を留保する。自動車の車種及び型式別の最低売上高はM社が設定するが、各々の車種及び型式別に設定された最低売

上高は、たとえ達成されなくとも、変更及び交渉することができる。また、D社も、M社に対して適切な通知を行うことにより、契約を解除する権利を留保する。

この規定は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

- (5) D社は、ショールームを維持し、十分に訓練を受けた販売員を雇用し、修理工場を有する販売店網を構築する。

この規定は、通常の商慣行に一致するもので、輸入貨物の再販売に関連する条件であることから、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

- (6) D社は、担当地域内でM社製自動車の広告宣伝を行う。

この規定は、通常の商慣行に一致するもので、輸入貨物の再販売に関連する条件であることから、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

- (7) D社は、担当地域内で使用されるすべてのM社製自動車に対して、アフターサービスを提供する。

この規定は、通常の商慣行に一致するもので、輸入貨物の再販売に関連する条件であることから、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

- (8) M社は、D社の担当地域内に所在する他の企業に対しては自動車を販売しない。

この規定は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

- (9) D社は、自社が輸入するM社製自動車に対して、いかなる数量値引も与えられない。

この規定は、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件に該当しない。

2. レンタカー業者Rと製造業者Mとの間の輸入取引

M社とR社との間の売買契約は、R社による輸入貨物の処分及び使用について、次の2つの制限を規定している。

- (1) R社は、当該輸入貨物をレンタカーとして登録すること。

- (2) R社は、登録の日から1年間は当該輸入貨物を再販売しないこと。

M社は、D社の承認が得られれば、1台当たり 126万円で当該輸入貨物をR社に販売する用意がある旨回答していたことから、単にD社の事業を保護するためだけにR社に課された上記2つの制限は、当該輸入貨物の販売価格に影響を与えていないと認められる。したがって、当該制限は、関税定率法施行令第1条の7第3号の規定により、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限に該当しない。

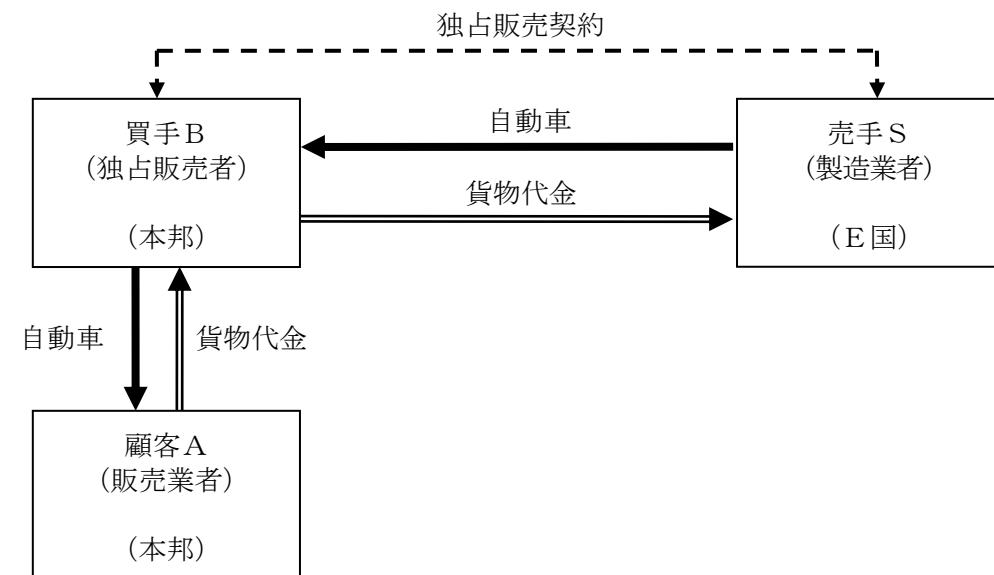
【関係法令通達】

関税定率法第4条第2項第1号及び第2号、関税定率法施行令第1条の7、関税定率法基本通達4-16、同基本通達4-17

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例38) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格



【事実関係】

1. 本邦の自動車卸売業者 B (買手B) は、E国の自動車製造業者 S (売手S)との間で本邦におけるS社製自動車の独占販売契約を締結している。
2. 買手Bと売手Sは、独占販売契約において以下の条項に合意している。
 - (1) 売手Sは、本邦におけるS社製自動車についての独占販売権を買手Bに許諾する。
 - (2) 売手Sと買手Bは、市場動向と需要予測を基に、本邦における当該自動車の希望小売価格を毎年設定する。
 - (3) 買手Bは、上記希望小売価格を基に、当該自動車の購入価格について売手Sと交渉を行う。
 - (4) 売手Sは、買手Bによる当該自動車の2台以上の注文に対し、仕入書上で買手Bの購入価格から10%の数量値引きを与える。
 - (5) 買手Bは、その業務をすべて自己の計算で行う。売手Sは、買手Bによる当該自動車の販売に関連して生じる損失について、顧客の債務不履行を含め、買手Bにその補償を行わない。
3. 上記独占販売契約の締結後、買手Bは、本邦の自動車販売業者A (顧客A) に販売するため、売手SからS社製自動車2台を購入する。買手Bと売手Sとの売買はFOB建てで行われ、買手Bは船積み後に貨物の所有権を取得し、危険を負担することとされている。
4. 売手Sから買手Bに送付された仕入書の価格は、S社製自動車2台分の購入価格である200万円から上記契約に基づき10% (20万円) が値引きされた180万円であり、買手Bは、貨物代金として180万円を売手Sに支払う。
5. 買手Bは、上記輸入貨物に係るE国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料50万円を負担している。
6. 買手Bは、輸入した当該S社製自動車2台を、顧客Aに400万円で販売する。
7. なお、売手Sと買手Bとの間には、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する関係以外の特殊関係は存在しないことが確認されている。

(注) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 本事例では、以下の事実が明らかとなっている。
 - (1) 買手Bは、独立した法人である。
 - (2) 買手Bは、船積み後に売手Sから輸入貨物の所有権を取得し、危険を負担する。
 - (3) 買手Bは、顧客Aによる債務不履行の危険を負担する。
2. 上記の事実を踏まえると、売手Sと買手Bとの間に上記輸入貨物の売買が存在し、また、買手Bは、外国から本邦へ引き取るために売手Sから当該貨物を購入し、当該売買に基づき現実に当該貨物を輸入していることから、売手Sと買手Bとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。
3. また、買手Bと売手Sとの間で締結されている独占販売契約の条項は、通常の商慣行に一致するものであり、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する特殊関係の存在を示すものではなく、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件にも該当しない。
4. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項の規定により計算されることとなる。具体的には、買手Bから売手Sへの現実支払価格（180万円）に、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（50万円）を加算した額が、上記輸入貨物の課税価格（230万円）となる。

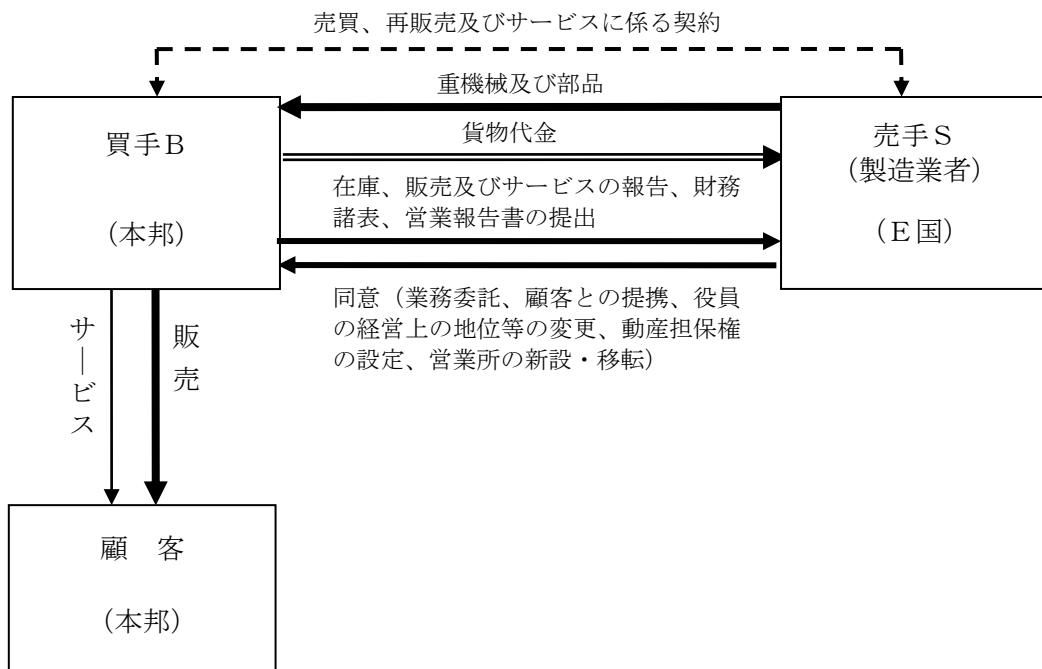
【関係法令通達】

関税定率法第4条、関税定率法施行令第1条の8、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-18

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例39) 関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支配している場合」



【事実関係】

1. 本邦に所在する買手Bは、E国に所在する売手Sとの間で重機械及び部品の売買、再販売及びサービスに係る契約（以下「本契約」という）を締結した。売手Sは、知名度の高い重機械及び部品を製造する多国籍企業の子会社である。
2. 本契約は、次のように規定している。
 - (1) 本契約の主たる目的は、顧客の要望に応えるため、製品の販路を開拓し、販売を促進し、高水準の技術的サービスと在庫部品を提供することである。
 - (2) 買手Bは、本邦において顧客及び潜在顧客に対する販路を開拓し、販売を促進するとともに、契約製品に係るサービスを提供する。
 - (3) 本契約は、顧客に対する販売及びサービスに関する買手Bの能力を信頼して、売手Sが締結したものであり、買手Bは、売手Sの書面による同意がない限り、他社にこのような販売及びサービスに係る業務を委託しない。
 - (4) 買手Bが製品の実質的な顧客と提携することは、本契約の主たる目的を達成する上で、買手Bの能力に悪影響を及ぼすおそれがあることに両者は同意し、買手Bは、契約有効期間中、売手Sの書面による同意がない限り、資本投資、資金提供、共同経営、共同所有その他のいかなる方法であってもそのような提携を行わない。
 - (5) 売手Sは、本邦における販売促進、販売及び整備を担当するB社役員の適性及び能力を信頼しており、買手Bは、当該役員が自社の経営に引き続き積極的に参画し、また、自社と実質的な財務上の利害関係を共有し続けることに同意するものとする。なお、買手Bは、売手Sへの事前通知と売手Sによる事前承認がなければ、当該役員の経営上の地位、持株又は議決権に実質的な変更を加えることはできない。

- (6) 買手Bは、売手Sの書面による同意がない限り、本契約に基づいて売手Sから購入した製品の在庫につき、他の債権者の利益となるいかなる種類の動産担保権も設定してはならない。
- (7) 買手Bは、売手Sの要望に応えるべく、顧客のために十分な製品在庫及び技術的なサービスを提供するために適切な営業所を維持する。買手Bは、顧客に適切なサービスを提供するため、営業所の新設及び既存の営業所の移転を行うこととするが、営業所の新設及び既存の営業所の移転先の決定は、売手Sの書面による同意を必要とする。売手Sの要望に応えるために、全ての営業所は、買手Bにより適切な方法で維持され、十分な製品の在庫を保有しなければならない。
- (8) 買手Bは、売手Sの要望に沿うように、製品の販売及びサービスを行うため適切な数の有能な人員を雇用する。
- (9) 買手Bは、売手Sが指定する方法により、在庫及び販売に係る帳簿を備え、指定された期間毎に、在庫、販売及びサービスに関する報告書を売手Sに提出する。
- (10) 買手Bは、売手Sの会計年度終了後 30 日以内及び隨時の売手Sの要求に応じて、自社の所有権、財務状況及び経営状況に関する資料を、子会社及び関連会社に関するものも含め売手Sに提出する。
- (11) 買手Bは、売手Sの書面による同意がない限り、その会計年度終了後 90 日以内に、当該会計年度に係る監査済の財務諸表及び営業報告書を売手Sに提出する。
- (12) 両者の関係は、独立した契約者の関係であり、販売者と購入者の関係であること、また、いかなる意味においても、この契約の規定又は当該規定に基づく活動により、買手Bが売手Sの代理人となるものではないこと、さらに、買手Bが契約に基づいて行った又は行うべき全ての活動の費用は、別段の定めがない限り、買手Bが負担する。
- (13) 本契約は、理由の如何を問わず、当事者のいずれか一方の者が他方の者に通知することにより終了する。
3. 売手Sから買手Bへの製品の販売方法及び契約に従って取り決められる個々の販売の条件（卸売価格、最終小売価格、所有権の移転、支払方法及び保証を含む）は、本契約の他の条項に規定されている。
4. 売手Sが供給する製品の本邦への輸入は、契約内容により以下の4つの形態に分類される。
- (1) 売手Sから買手Bに販売される製品
 - (2) 買手Bが受けた注文に基づいて、売手Sから顧客に直接販売される製品
 - (3) 買手Bやその他の販売店が関与することなく、売手Sから顧客に販売される製品
 - (4) 上記(1)の買手Bへの販売と同様に、売手Sから他の2つの販売店に販売される製品
5. 上記4(4)の他の2つの販売店に関する状況を検討すると、買手Bと売手Sは特異な提携関係を有していることが明らかである。他の2つの販売店は、
- (1) 自己の計算のみにより製品を購入することができる。
 - (2) 上記4(2)における買手Bのように顧客から受注すること（すなわち、手数料ベースの販売）は認められていない。
 - (3) 調査及び分析に係る活動を行うことは認められていない。
 - (4) 売手Sが本邦の他の買手に対して販売しても、手数料を受け取れない。

6. 上記2つの販売店と売手Sとの間の契約には、上記2で示された条項は含まれていない。
7. なお、売手Sと買手Bとの間には、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する関係以外の特殊関係は存在しないことが確認されている。

【問】

上記輸入取引における買手Bと売手Sとの間の関係は、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合」に該当するか。

【答】

1. 「一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合」については、関税定率法基本通達4-18(3)において、一方の者が他方の者の事業経営の根幹について拘束し又は指図する関係にある場合をいう旨の解釈が示されている。
 2. 本契約に含まれている条項（事実関係2.）の多くは、再販売契約において通常見られる典型的なものであり、一方の者が他方の者を拘束し又は指図する地位をもたらすものではない。例えば、再販売契約は、通常、終了条項（2(13)）、責任分配条項（2(2)）、最善努力条項（2(8)）及び責任を限定するための独立性の表明（2(12)）を含んでいる。
- しかしながら、下記の条項については、より詳細な検討が必要である。

(1) 提携制限条項（2(4)）

再販売契約は、通常、いずれか一方の者が利害の対立を生むような提携をすることを排除しようとする条項を有する。本事例においては、買手Bが顧客と提携すれば、買手Bが契約の本来の目的を達成する能力に悪影響を及ぼすおそれがあることを当事者双方が認識しており、買手Bは、売手Sの書面による同意がない限り、資本投資、資金提供、共同経営、共同所有その他のいかなる方法による提携も行わないことに同意している。投資、資金提供、経営及び所有に係る決定は事業経営の根幹に関わるものと解されうるが、当該制約の実際の程度を、本契約の主目的や利害の対立の防止という観点から評価しなければならない。本条項は、買手Bが顧客と提携し、あるいは顧客から資本又は資金を調達する権利を制限しているが、買手Bは、顧客以外の者と提携すること又は顧客以外の者から資本又は資金を調達することは自由に行いうる。このような状況においては、買手Bと顧客との提携は買手Bの優先事項及び誠実性に悪影響を及ぼしかねないことから、顧客との提携に関する買手Bの申請に対して、売手Sが承諾し又は拒否する権利を有することは無理のないところである。

(2) 役員の経営上の地位等の変更に関する事前通知・事前承認条項（2(5)）

再販売契約は、通常、一方の者の事業の所有や経営に関する重大な変更がある場合には、他方の者に対して通知するよう義務付ける条項を有する。多くの場合、そのような変更は契約終了の根拠となる。しかしながら、本条項は、役員の経営上の地位、事業の所有又は議決権の変更が行われる前に売手Sの事前承認を必要とするものであることから、単なる通知条項をはるかに超えるものである。取締役その他の役員の任命及び事業の所有又は議決権の変更に関する決定は、買手Bの事業経営の根幹に関するものである。

(3) 営業所の新設及び移転の条項（2(7)）

再販売契約は、通常、適切な営業所を維持するとともに、適切な在庫及びスペア・パーツを保有することを義務付ける条項を有する。多くの場合、営業所の配置は、供給者と再販売者との間で協議される。しかしながら、本条項は、売手Sが新しい営業所の設立や既存の営業所の移転について最終的な決定権を有すると規定している。営業拠点の所在地に関する決定は、買手Bの事業経営の根幹に関するものである。

(4) 財務、営業状況等の報告条項（2(10)及び(11)）

当該条項は、売手Sに特定の決定権を与えるものではないが、売手Sが買手B並びに同社の子会社及び関連会社の財務状態をチェックすることを意味している。一般的には、当事者の一方が他方から支払を受けた金額（例えば、ロイヤルティ、手数料、帰属収益等）が適正であるか否かを監査し、確認できるように財務記録の閲覧が認められる。しかしながら、与えられた情報からは、買手Bの財務記録を売手Sが閲覧できることの根拠が明確でないことから、当該条項が実際に及ぼす影響と程度を判断するためには、更なる検討が必要である。

3. 上記の検討結果を踏まえると、買手Bと売手Sとの間の契約は、全般的に商慣習に適合しているものの、通常の買手と売手との契約や再販売契約の範囲を超えており、すなわち、当該契約を通じて、売手Sは、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更という買手Bの事業経営の根幹について拘束し又は指図することができる立場にある。したがって、関税定率法施行令第1条の8第4号の意味において、売手Sが買手Bを直接又は間接的に支配する立場にあることから、買手Bと売手Sとの間の関係は、特殊関係に該当する。

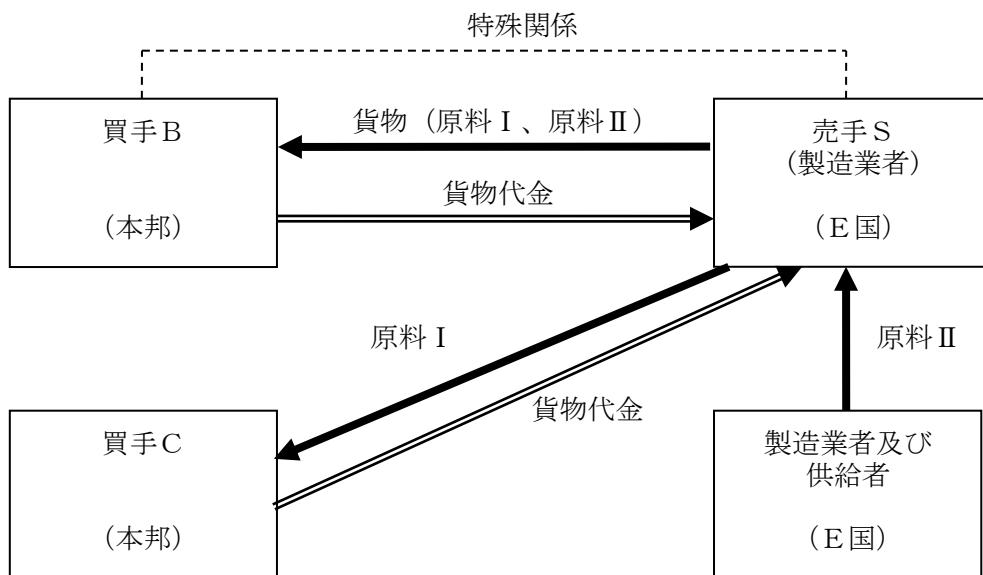
【関係法令通達】

関税定率法第4条第2項第4号、関税定率法施行令第1条の8第4号、関税定率法基本通達4-1-8

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例40) 関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響



【事実関係】

1. 本邦の食品製造会社B（買手B）は、E国の製造業者S（売手S）から調味料の製造用原料を購入（輸入）している。
2. 買手Bと売手Sとの間には以下のとおり関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係がある。
 - (1) 売手Sは、買手Bの株式の22%を所有している。
 - (2) 売手Sの取締役その他の役員が、買手Bの取締役会の構成員になっている。
3. 買手Bが売手Sから購入している調味料の製造用原料は、次の2種類に分けられる。
 - (1) 売手Sが製造したもの（以下「原料I」という。）
 - (2) 売手Sが、特殊関係にないE国の他の製造業者及び供給者から購入し、在庫保有しているもの（以下「原料II」という。）
 なお、原料I及び原料IIは、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物ではない。
4. 原料Iについては、買手B及び売手Sから提出された資料等により、次の事実が判明している。
 - (1) 売手Sは、原料Iを特殊関係にない本邦の買手Cにも販売している。買手B及び買手Cへの販売価格は次のとおりであり、季節による変動はない。

① 買手Bへの販売価格（CIF建て、本邦D港渡し）	9,200円/kg
② 買手Cへの販売価格（CIF建て、本邦D港渡し）	10,000円/kg
 - (2) 売手Sによる買手B及び買手Cへの上記の販売は、同一の取引段階において、かつ、同様の取引数量により行われている。
 - (3) 買手Cが購入した原料Iについては、関税定率法第4条第1項により、当該貨物の取引価格（10,000円/kg）が課税価格として是認されている。
 - (4) 売手Sの販売経費は、買手Bに対する販売及び買手Cに対する販売のいずれにおいても同じである。

5. 原料Ⅱについては、買手B及び売手Sから提出された資料等により、次の事実が判明している。
- (1) 売手Sは、原料Ⅱを買手Bに対してのみ販売しており、同種又は類似の貨物は本邦に輸入されていない。
 - (2) 売手Sから買手Bへの販売価格は、売手Sの取得価格、再包装費用、取扱費用及び運送費用等の全ての費用に、売手Sによるこれと同類の貨物の販売に係る通常の利潤を加えた額を回収するのに十分な価格となっている。
- (注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

売手Sと買手Bとの間の特殊関係は、買手Bが売手Sから購入する上記原料Ⅰ及びⅡの取引価格に影響を与えると認められるか。

【答】

1. 原料Ⅰの取引価格

- (1) 売手Sの買手Bに対する販売価格は、特殊関係にない買手Cに対する販売価格よりも低い価格となっており、売手S及び買手Bからは、当該価格差を説明する資料は提出されていない。
- (2) 売手Sによる買手B及び買手Cに対する原料Ⅰの販売価格は、同一の取引段階において、かつ、同様の取引数量により行われており、売手Sが負担する販売経費にも差異はないことに鑑み、また、産業及び貨物の性質を勘案し、当該価格差は問題がないとする根拠はない。
- (3) したがって、売手Sと買手Bとの間の特殊関係は、買手Bが輸入する上記原料Ⅰの取引価格に影響を与えると認められ、当該輸入貨物の課税価格は関税率法第4条第1項の規定により計算することはできない。

2. 原料Ⅱの取引価格

売手Sの買手Bに対する販売価格は、売手が負担する原料Ⅱに係るすべての費用に、売手Sによるこれと同類の貨物の販売に係る通常の利潤を加えた額を回収するのに十分な価格であることから、売手Sと買手Bとの間の特殊関係は、買手Bが輸入する上記原料Ⅱの取引価格に影響を与えるとは認められず、当該輸入貨物の課税価格は、関税率法第4条第1項の規定により計算することとなる。

【関係法令通達】

関税率法第4条、関税率法施行令第1条の8、関税率法基本通達4-19

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例41) 関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」

(注) 以下の例における該否認定判断は、特定の要素に着目したものであり、現実の事例において、ある貨物が他の貨物と同種又は類似の貨物であると認められるためには、各例で示している諸条件に加え、関税定率法第4条の2に規定されている他の要件が全て充足されることを要する。

【例1】異なる用途のために輸入される貨物

- (問) 化学組成、仕上げ及びサイズが同一の鋼板であるが、一方は自動車の車体用に、他方は炉の外装用に輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 全ての点において同一であれば、使用目的に係る差異は問わないことから、双方は同種の貨物である。

【例2】異なる職種の輸入者により輸入される貨物

- (問) 壁紙が一方は室内装飾業者により、他方は卸売業者により異なる価格で輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 室内装飾業者と卸売業者とが異なる価格で壁紙を輸入したとしても、他のすべての点において同一であれば、双方は同種の貨物である。
価格の違いが品質又は社会的評価の違いを示すこともあるが、価格そのものは同種又は類似の貨物であるか否かを判断する要素ではない。

【例3】組立状態で輸入される貨物と分解状態で輸入される貨物

- (問) ①ポンプとノズルの付いた蓋と②容器という二つの部分から構成される園芸用噴霧器が、一方は組み立てられた状態で、他方は分解された状態で輸入される。双方はその形状、品質、社会的評価を含むすべての点において同一であり、また、いずれも使用する際は、二つの構成部分を一旦分解して、容器に殺虫剤を充填し、ノズル付きの蓋を再び取り付けることになる。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 組立てられた貨物と組立てられていない貨物は、通常、同種又は類似の貨物とは認められないが、この例のように、貨物がその通常の使用過程で組立てられたり、分解されたりするように作られている場合には、その組立作業の性格からみて、双方は同種の貨物と判断することができる。

【例4】品種の異なる貨物

- (問) 大きさは同一であるが、異なる品種のチューリップの球根（ほぼ同一の形状及び大きさ並びに同色の花を咲かせるもの）が輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 同一の品種ではないことから、双方は同種の貨物とは認められないが、ほぼ同一の形状及び大きさの同色の花を咲かせ、かつ、商業上の交換が可能であるので、双方は類似の貨物と認められる。

【例5】異なる生産者により生産された貨物

- (問) 同一の生産国の異なる者により生産された同一サイズのゴム製の自動車用タイヤチューブが輸入される。いずれもそのサイズ、材質、機能、規格、品質において同一であり、同程度の社会的評価を有しているが、異なる商標を使用している。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 商標が異なるため、すべての点で同一とはいえない、双方は同種の貨物とは認められない。しかしながら、双方は同様の形状及び材質で同一の機能を有し、同じ規格で作られた同じ品質のものであり、社会的評価も同程度で、かつ、商標付きのものである。したがって、双方は、商標が異なるものの、類似の貨物と認められる。

【例6】用途及び規格の異なる貨物

- (問) 分析用の特別規格の過酸化ナトリウムと漂白用の通常規格の過酸化ナトリウムが輸入される。特別規格のものは粉末状の極めて純度の高い原料を使用する工程を経て製造されるので、通常規格のものに比べ大変高価であり、漂白に使用するのでは採算が合わない。他方、通常規格の過酸化ナトリウムは、分析仕様に合致するほど十分純度が高くなく、また、きれいに溶解せず、粉末状でもないので、特別規格のものの代わりに使用することはできない。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 通常規格の過酸化ナトリウムは、特別規格のものと全ての点で同一であるとはいえないでの、同種の貨物と認められない。また、双方は同様の特性及び成分を有しているものの、通常規格のものは分析用に使用することができず、他方、特別規格のものは著しく高価であるため、漂白用には使用されない。したがって、双方は商業上の交換が可能ではないことから、類似の貨物と認められない。

【例7】品質の異なる貨物

- (問) 紙だけに使用可能な品質のインクと、紙と布に使用可能な品質のインクは、同種又は類似の貨物と認められるか。
- (答) 双方は、品質が異なることから、同種の貨物と認められない。また、類似の貨物の認定に際しては、とりわけ、相互に商業上の交換が可能であることが必要であるが、紙と布に使用可能な品質のインクが紙だけに使用可能な品質のインクと商業上の交換が可能であるとしても、紙だけに使用可能な品質のインクは、布に使用できることから、紙と布に使用可能な品質のインクとの商業上の交換は可能ではない。したがって、双方は相互に商業上の交換が可能でないことから、類似の貨物と認められない。

【関係法令通達】

関税定率法第4条の2、関税定率法施行令第1条の10、関税定率法基本通達4の2－1

(事例42) 関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否

【共通事実】

1. 本邦の卸売業者I（輸入者I）は、E国の販売業者X（輸出者X）から貨物1,500個を単価500円（CIF建て）で購入（輸入）する。
2. 上記の輸入取引に関しては、関税定率法第4条第2項第2号に掲げる事情があることから、上記輸入貨物の課税価格は、同法第4条第1項の規定により計算することはできない。
(注1) 以下の例は、各々に掲げる貨物のみが上記輸入貨物と同種の貨物として確認されており、当該同種の貨物の取引価格は、関税定率法第4条第1項の規定により、課税価格として是認されているものとする。
(注2) 以下の例は、関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差についての調整の要否の判断のみに着目したものであり、運送距離又は運送形態の差異による調整は考慮しないものとする。

【例1】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と同一である場合

- (問) 同種の貨物Aは、本邦の卸売業者P（買手P）が、特殊関係がないE国の販売業者R（売手R）と締結した売買契約に基づき、売手Rから1,500個を単価600円（CIF建て）で購入（輸入）したものである。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条の2の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。
- (答) 輸入者Iと買手Pはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であり、また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Aの取引数量はともに1,500個と同一であることから、調整は不要である。
- したがって、同種の貨物Aの取引価格（単価600円）が関税定率法第4条の2の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。

【例2】同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(1)

- (問) 同種の貨物Bは、本邦の卸売業者P（買手P）が、特殊関係がないE国の販売業者R（売手R）と締結した売買契約に基づき、売手Rから2,000個を単価600円（CIF建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Rは1,000個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価600円（CIF建て）で当該貨物Bを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条の2の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。
- (答) 輸入者Iと買手Pはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Bの取引数量には差異がある。しかしながら、同種の貨物Bの売手Rは上記輸入貨物の取引数量と当該同種貨物の取引数量の範囲内において販売価格を変更しないため、当該取引数量の差異は価格に影響を与えていないと認められることから、調整は不要である。

したがって、同種の貨物Bの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第4条の2の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。

【例3】 同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(2)

(問) 同種の貨物Cは、本邦の卸売業者P（買手P）が、特殊関係にないE国の販売業者R（売手R）と締結した売買契約に基づき、売手Rから 2,200 個を単価 550 円（C I F 建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Rは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、購入数量が 2,000 個未満の買手に対しては単価 600 円（C I F 建て）、購入数量が 2,000 個以上の買手に対しては単価 550 円（C I F 建て）で当該貨物Cを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条の2の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。

(答) 輸入者Iと買手Pはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Cの取引数量には差異がある。当該取引数量の差異は、同種の貨物Cの売手Rの価格表によると価格に影響を与えており、取引数量の差異により生じた価格差について調整が必要である。上記輸入貨物の取引数量は 2,000 個未満（単価 600 円）であり、同種の貨物Cの取引数量は 2,000 個以上（単価 550 円）であることから、その調整額は 50 円となる。

したがって、同種の貨物Cの取引価格（単価 550 円）に取引数量の差異により生じた価格差（50 円）を調整した価格（単価 600 円）が関税定率法第4条の2の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。

【例4】 同種の貨物の取引数量は上記輸入貨物と同一であるが、取引段階が異なる場合

(問) 同種の貨物Dは、本邦の小売業者T（買手T）が、特殊関係にないE国の販売業者R（売手R）と締結した売買契約に基づき、売手Rから 1,500 個を、単価 750 円（C I F 建て）から 10% 値引きした価格で購入（輸入）したものである。なお、売手Rは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、当該同種の貨物Dの販売において、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10% の値引きを与えていたことが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条の2の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整が必要か。

(答) 上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Dの取引数量は同一であるが、輸入者Iと買手Tは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異がある。売手Rは、当該同種の貨物Dの販売にあたり、価格表に基づいて、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10% の値引きをすることとしており、小売業者である買手Tへの当該同種の貨物Dの販売は、当該価格表に従って実際に 10% 値引きした価格で行われていることから、卸売業者への販売は 20% 値引きした価格で行われるものと認められ、取引段階の差異に係る価格差についての調整が必要である。

したがって、同種の貨物Dの単価 750 円から 20% 値引きした価格（単価 600 円）が関税定率法第4条の2の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。

【例5】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と異なる場合

(問) 同種の貨物Fは、本邦の小売業者T（買手T）が、特殊関係にないE国の販売業者R（売手R）と締結した売買契約に基づき、売手Rから2,000個を単価600円（CIF建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Rは取引段階の違いによって価格変更は行わず、また、1,000個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価600円（CIF建て）で当該貨物Fを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条の2の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。

(答) 輸入者Iと買手Tは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異があるが、同種の貨物Fの売手Rは取引段階の違いによって価格変更は行わないことから、取引段階の差異による価格差はない。また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Fの取引数量はともに1,000個以上であり、売手Rによる同種の貨物Fの販売においては双方の取引数量は同等であることから、取引数量の差異による調整も不要である。

したがって、同種の貨物Fの取引価格（単価600円）が関税定率法第4条の2の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。

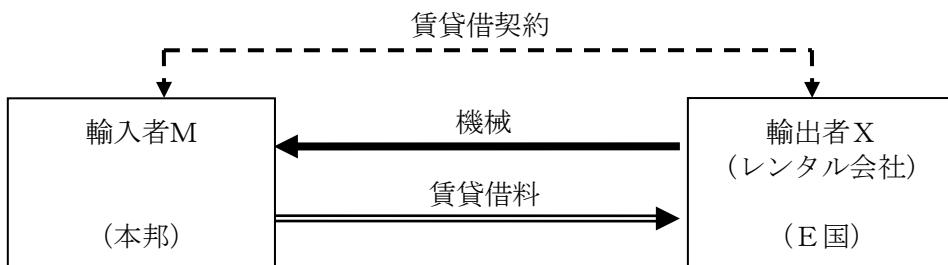
【関係法令通達】

関税定率法第4条の2、関税定率法施行令第1条の6、同施行令第1条の10、関税定率法基本通達4の2-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例43) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)



【事実関係】

1. 本邦の製造業者M（輸入者M）は、特殊関係にないE国のレンタル会社X（輸出者X）と締結した賃貸借契約に基づき、最新の機械設備を賃借し、輸入する。
 2. 上記賃貸借契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 賃貸借期間は最低36ヶ月とし、更新可能とする。
 - (2) 本邦における上記機械設備の据付け及び整備に係る費用（当初の2年間は1年につき100万円、その後については1年につき150万円）は、輸入者Mが輸出者Xに支払う。
 - (3) 賃貸借料は、1ヶ月につき250万円とし、上記(2)の費用及び10%の金利並びに当該機械設備のE国から本邦までの運送にかかる費用を含むものとする。
 3. 上記機械設備と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、また、輸入者Mは、当該機械設備の製造原価に関する資料をその生産者から入手し税関に提出することができない。
 4. 輸入者Mから提出された、輸出者X作成の上記機械設備の取扱説明書によると、当該機械設備の耐用期間は5年間とされている。
- (注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
2. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第4条の2の規定により課税価格を計算することはできない。
3. 上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第4条の3第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
4. 上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率法第4条の3第2項の規定により課税価格を計算することはできない。

5. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条の4の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第1条の12 第1号に規定する価格によることができないことから、同条第2号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。
6. そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。
7. 具体的には、全耐用期間（5年間）にわたって支払われるべき賃貸借料の総額（R）から、本邦における据付け及び整備に係る費用（M）及び金利（I）を控除したものが課税価格となる。計算式は、次のとおりである。

$$\text{課税価格} = R - (M + I)$$

- (注1) 控除すべき金利は、当該賃貸借契約における複利計算の方式により決定することとなる。
- (注2) 具体的な計算例は、(後記事例「賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)」) 参照。

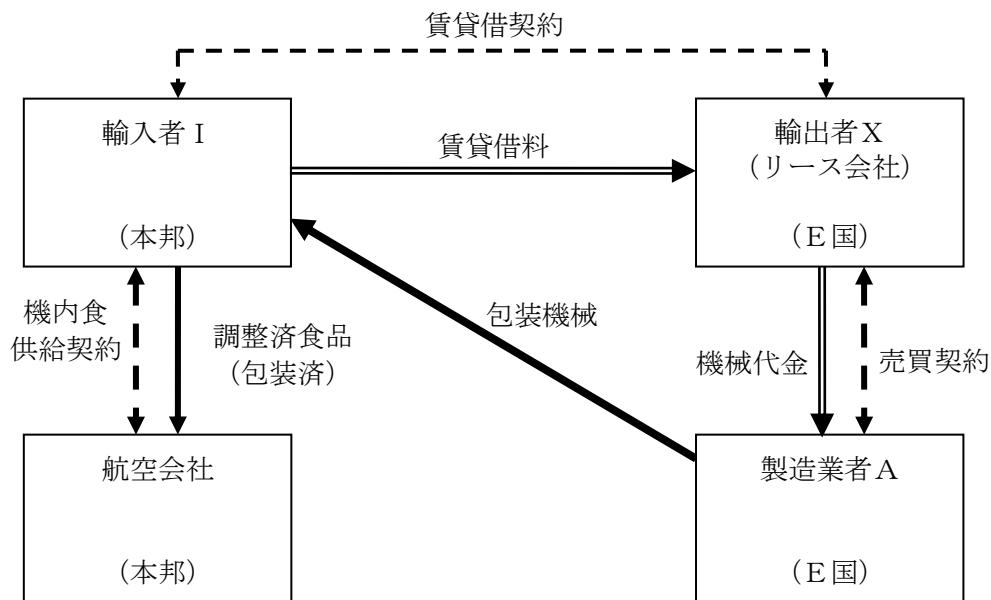
【関係法令通達】

関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12、関税定率法基本通達4の4－2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例44) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)



【事実関係】

1. 本邦のケータリング会社 I (輸入者 I) は、本邦の航空会社との間で、旅客に機内食として提供する特殊個別包装を施した調理済食品の供給契約を締結した。
2. 輸入者 I は、E 国のリース会社 X (輸出者 X) から上記特殊包装に必要な機械を賃借し、輸入することとした。なお、当該輸入貨物は、輸入者 I が指示した仕様に基づき輸出者 X が E 国の製造業者 A に製造させ、輸出者 X が購入したものである。
3. 輸入者 I と輸出者 X との賃貸借契約の内容は以下のとおりである。
 - (1) 上記機械の引渡し及び使用場所での組立て並びにその解体及び輸出者 X の指定場所への返送に係る費用は、輸入者 I の負担とする。
 - (2) 当該機械の組立て及び運転開始のために必要とされる技術者は、製造業者 A から派遣され、当該費用は輸入者 I の負担とする。
 - (3) 当該機械の賃貸借期間中（製造業者 A の工場渡しの日から輸出者 X への返却の日まで）、輸入者 I は、当該機械に保険をかけることとする。
 - (4) 当該機械の輸入諸掛及び関税その他の課徴金は、輸入者 I の負担とする。
 - (5) 賃貸借期間は 36 ヶ月とし、更新可能とする。
 - (6) 賃貸借料は月額 53 万円とし、更新後も同額とする。
4. また、上記賃貸借契約書のほか、輸入者 I から以下の書類が提出されている。
 - (1) 輸出者 X は、E 国のある銀行の子会社であることを示す書類
 - (2) 輸出者 X がこの種の賃貸借契約を行う場合、賃貸借料に 9 % の金利（E 国における中期貸付に適用される利率）を含めていることを示す証拠書類
 - (3) 当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の 1.5% に当たる輸出者 X への手数料が月当たりの賃貸借料に含まれていることを示す書類
 - (4) 輸出者 X から製造業者 A に支払われた当該機械の価格を示す仕入書の写し
 - (5) 当該機械の耐用期間が 5 年間（60 ヶ月）であることを示す製造業者 A 作成の取扱説明書

5. 上記機械と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者 I は、当該機械の製造原価に関する資料を製造業者 A から入手して税関に提出することはできない。

(注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
2. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第4条の2の規定により課税価格を計算することはできない。
3. 上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第4条の3第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
4. 上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率法第4条の3第2項の規定により課税価格を計算することはできない。
5. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条の4の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第1条の12第1号に規定する価格によることができないことから、同条第2号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。
6. そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。
7. なお、当該方法により課税価格を計算するにあたっては、次の点を考慮する必要がある。
 - (1) 月間賃貸借料に含まれる9%の金利は、関税定率法施行令第1条の4第4号の規定に鑑み控除されること。
 - (2) 当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の1.5%に当たる手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものには該当せず、控除されないこと。
8. 上記を踏まえ、課税価格の基となる金利を除く賃貸借料の総額は、次の計算式により算出することができる。なお、当該計算式を簡略化するため、以下の記号を使用する。

R = 全耐用期間（60ヶ月）にわたって支払われるべき月間賃貸借料
Q = $1 + i$ (i は1ヶ月あたりの利率 (0.0075) を表す。)
N = 支払回数

(1) 貸借料が後払い（月末払い）である場合

$$\begin{aligned} & \frac{R (Q^N - 1)}{Q^N (Q - 1)} \\ = & \frac{530,000 (1.0075^{60}-1)}{1.0075^{60} (1.0075-1)} = \frac{530,000 (1.565681-1)}{1.565681 (1.0075-1)} \\ = & \frac{530,000 \times 0.565681}{1.565681 \times 0.0075} = \frac{299,810.93}{0.0117426075} \\ = & 25,531,887 円 \end{aligned}$$

(2) 貸借料が前払い（月初払い）である場合

$$\begin{aligned} & \frac{R (Q^N - 1)}{Q^{N-1} (Q - 1)} \\ = & \frac{530,000 (1.0075^{60}-1)}{(1.0075^{60-1}) (1.0075-1)} = \frac{530,000 (1.565681-1)}{1.554026 (1.0075-1)} \\ = & \frac{530,000 \times 0.565681}{1.554026 \times 0.0075} = \frac{299,810.93}{0.011655195} \\ = & 25,723,373 円 \end{aligned}$$

9. 上記により算出された全耐用期間中に支払われるべき貸貸借料の総額に、本邦の輸入港に到着するまでの運送に要した費用を加えたものが、上記輸入貨物の課税価格となる。
なお、上記輸入貨物の輸入諸掛及び関税その他の公課は、課税価格に含まれない。

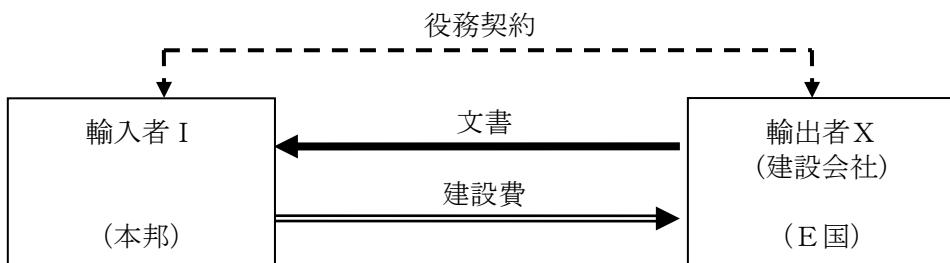
【関係法令通達】

関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12、関税定率法基本通達4の4－2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例45) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格



【事実関係】

1. 本邦の建設会社 I (輸入者 I) は、特殊関係にない E 国の建設会社 X (輸出者 X) から工業用プラントの設計図及び計画書を文書により輸入する。
2. 輸出者 X は、輸入者 I と締結した役務契約に基づき本邦において工業用プラントを建設するため、自社で上記輸入貨物を作成し、輸入者 I に送付する。
3. 輸出者 X は、輸入者 I が上記輸入貨物を確認した後、工業用プラントに使用される資材等を全て本邦で調達し、完成させる。
4. 輸入者 I は、役務契約に基づき、工業用プラントの建設の対価として輸出者 X に建設費を支払うが、上記輸入貨物に係る経費は請求されていない。
5. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者 I は上記輸入貨物の製造原価に関する資料を輸出者 X から入手して税関に提出することはできない。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。

【答】

1. 上記輸入貨物は、外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買により輸入されるものではなく、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
2. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第4条の2の規定により課税価格を計算することはできない。
3. 上記輸入貨物は輸入者 I の確認を受けるために輸入される工業用プラントの設計図及び計画書の文書であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第4条の3第1項の規定により課税価格を計算することはできない。
4. 上記輸入貨物の製造原価に関する資料は利用できることから、関税定率法第4条の3第2項の規定により課税価格を計算することはできない。
5. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条の4の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第1条の12第1号に規定する価格はないことから、同条第2号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Aの1994年の関税及び

貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。

6. 輸入者Iが役務契約に基づき輸出者Xに支払う建設費は、工業用プラントの建設について輸出者Xが提供する役務の対価であり、上記輸入貨物を取得するための対価ではないため、当該建設費により上記輸入貨物の課税価格を計算することはできない。
7. 上記輸入貨物の課税価格を計算する方法の一つとして、紙代、輸出者Xが工業用プラントの設計及び計画を書面に写し、当該書面を印刷することに直接に要する費用といった輸出者Xが設計図及び計画書を作成するために要した費用の総額を確認できる場合には、当該総額を基に課税価格を計算することが可能である。

【関係法令通達】

関税定率法第4条の4、関税定率法施行令第1条の12、関税定率法基本通達4の4－2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。